

令和3年(2021年)9月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和3年9月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年9月14日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程の表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染の予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台、質問席及び傍聴席等の飛沫対策、休憩時の換気などを実施してまいります。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。また、傍聴者においても、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

それでは、ご報告を申し上げます。

本定例会において、9人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問は、本日は5人、15日の本会議で4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに、予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第 1

瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9 番 太田哲生君

11番 近澤チヅル君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件については、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る 8 月27日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内として、持ち時間の残りを残時間をディスプレイに画面で質問者に対して周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書より、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、また、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただきたいと思っております。要望やお願い、お礼の言葉は述べないように十分注意していただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思っておりますので、基本的には町長からご答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、

担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

4番 岡村です。

おはようございます。

議長の許可を受けまして、トップバッターとして一般質問を行いたいと思います。

マスクは外してもよろしいでしょうか。

恐れ入ります。

本日の質問ですが、3点について一般質問を行いたいと思います。

1点目は、建設残土埋め立て問題について。

2点目は、「療育教室」の課題について。

3点目は、本年夏場の銚子川の状況について。

以上でございます。

それでは、早速ですが、1番の建設残土埋め立て問題についてでございます。

報道によると、熱海地方では、量的にも異様だったと言われている産廃も含んだ土砂が市街地まで流れ、甚大な被害が出ております。

当地方でも、山あいの谷筋などの熱海の土石流現場と酷似したところが建設残土で埋め立てられ、豪雨で土石流が美しい河川や人家に流れないか心配であるところでございます。聞くところによりますと、熱海では業者や行政の指導責任が問われ、被災住民が業者を訴えているという動きも流れております。

また、読売新聞によりますと、国土交通省も今回の事故を受けまして、いわゆる産廃のマニフェスト制度のような残土の排出元から処分先までの履歴を記録するトレーサビリティ制度を導入する方針を固めたとの記事が出ておりました。ところが、国交省が発注の公共工事から導入し、民間にも将来は検討したいということで、拡大するかどうかは定かではございません。

また、三重県の前知事も、各県で規制する条例がばらばらなので、国のほうで統一するよう呼びかけたいということをお述べしておりました。

それでは、具体的に質問に入りたいと思います。

過去の建設残土埋立ての監視体制についてでございます。

行政は、現在、町内に過去埋め立てされた現場の状況の監視をチェックしているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

それでは、岡村議員のご質問にお答えをさせていただきたいとそうように思います。

まず、先ほど岡村議員からもお話しいただきました静岡県熱海市における土砂崩落事故を受けての私の感じたこととお話しさせていただきます。

なお、本年7月3日、西日本から東日本にかけて停滞する前線に向かい暖かく湿った空気が流れ込み、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となったことにより、熱海市において大規模な土石流が発生しております。

その大規模な土石流によりまして、死者26名、行方不明者1名、半壊もしくは全壊の家屋が131棟という甚大な被害が生じております。

お亡くなりになりました方々への心よりのご冥福をお祈りするとともに、被災された方々の少しでも早い生活の再建を望んでいるところでございます。

また、警察や消防、自衛隊など、献身的な救助、救援活動に携わられた方々に敬意を表し、被災地の一刻も一日も早い復旧をお祈り申し上げるところでございます。

紀北町の建設残土、過去に埋め立てられた監視体制についてのご質問でございますが、現在、紀北町におきましては8か所の建設残土の置場がございます。いずれも「紀北町生活環境の保全に関する条例」及び三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の施行前に設置された本条例の適用外のものでありますが、これまで毎月1回、環境管理課職員において建設残土の置場を目視によりパトロールをしております。

また、大雨等発生時の後は、建設課及び農林水産課職員において現状の確認をしているところでございます。

4番 岡村哲雄議員

今、町長から。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

すみません、焦ってしまいまして申し訳ありません。

今、町長から説明がございました。ありがとうございました。

1か月1回程度ですか、チェックに回つとると、監視。それでお聞きしたいんですけども、問題はあったことがあるのかということが1点と、それから現場の排水設備等に問題はないのか、また問題があった場合、業者に指導、法的にといいますか条例的にといいますか指導できるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

問題というのは、大雨等の後、盛ってある土が流れたというようなこともございました。それらについては、しっかりと指導させていただいて、それに対応をさせていただいているところでございます。

また、排水等については、業者に排水の水道ができて注意もしたことがございます。そこには排水管を設置していただいたり、そういうこともございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今ちょっと答弁漏れといいますか、1点お聞きしたいんですけども、問題があったときに業者に指導、条例というか法的に指導できるのかどうか、それをお聞きしたいんですけども。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

条例に基づいてできる範囲のところもあろうかと思いますが、それ以前の、条例以前の残土置場みたいな形になっておりますので、我々としては、それを事業者に訴えるという形でお話をさせていただいております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

たしか条例のほうで最後のほうにあったと思うんですけども、何か過去の問題でも異常があればその都度指導するというようなこと条例に書いてありましたので、その範囲だと理解させていただきたいと思います。

それでは、続いて、実はここに建通新聞ってございます。建設関係の新聞でございます。これ読みますと、8月12日付のこの建設業界向けの新聞ですけども、国土交通省は国土地理院のデジタルマップを活用し、標高差が5 m以上ある箇所を盛土の可能性のある箇所として抽出し、このデータを都道府県に提供して、許可や届出の面積、あるいは土量、土の量などの違いや水抜きの有無などの状況を目視で総点検する依頼をしていると記事がございます。

そこで、三重県では本庁の、三重県本庁の監視チームが県内各地の土砂埋立現場を見回っているということを県のほうで聞きました。その頻度や監視した現場などの詳細は、紀北町として県はどこを回ったかということ把握しているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

報告は受けておりませんが、県の管轄内の中で行っているということでございます。極端に言えば、林地開発等は県の許可でございますので、そういったところを回ったものと推測されます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私が確認したところ、どうも紀北町内では錦のところ、あそこ林地開発の場所なんでいわゆる県が許可したと。あそこだけ回るとみたいです。どうもそんな感じです。ただ、この建通新聞によりますと、5 m以上のある箇所を抽出と書いてありましたもので、私は小さなところもあるのかなと思ってましたから、どうもそうでないみたいでございます。私は、小さなところもやっぱり監視する必要があるんじゃないかなと思っております。

続きまして、2番目に入っていきます。

「紀北町生活環境の保全に関する条例」施行ですね、紀北町の条例に関する申請または建設残土の埋立てについてお聞きしたいと思います。

三重県及び尾鷲市の土砂の埋立て等の規制に関する条例も施行されていますが、三重県も

尾鷲市も、それぞれ条例が施行されてから許可申請は出ていないということでございました。私、これ確認しております。

そこで、紀北町の場合、条例が施行されてから町に、紀北町の場合、届出ですけれども、届出の申請があったのかどうか、お聞きします。

以上です。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

本条例の施行後、町外からの土砂搬入に伴う申請、協議、そのようなものはございませんでした。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

条例施行後、それじゃ条例が対象としている1,000㎡、面積ですね、これ未満のものが埋められている状況はあるのかどうか、それは確認しておりますか。いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

町外からということではございませんと、私は認識しております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

小さな面積、例えば500㎡とかそういったところは埋め立てている現状はあるのかどうか、確認しているかどうか、聞きたいんですけれども。ないかも分からないですけれども。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

町外からのという俗に言う建設残土、それはございません。ただ、町内の事業の中においての小さな面積の埋立て等はございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。

じゃ、3つ目ですけれども、現時点での建設残土の埋立状況の把握、現時点ですね。

実は今、尾鷲港には土砂運搬船が着岸し、ダンプカーで頻繁に土砂を運んでいる現状がございます。この間、県に情報開示で出したんですけども、こういう冊子ですけれども、どれぐらい運搬されているかということですね。本年度だけ、本年度に限ってですよ、1月で6,800t、2月で1万343t、3月2,000t、4月5,550t、5月5,600t、6月1,871.4t、7月8,400t、8月は8月に調べましたので出ておらんのやけれども、それぐらいの量が頻繁にまだ現在運ばれております。

それらの土砂、どこへ運ばれているか。大部分が現在、尾鷲市内のクチスボ谷、クチスボダムの上流、奥の額井林道という場所があるんですけども、沿いの数か所に分散して、ここがみそなんですけれども、数か所に分散してそれぞれの谷筋に埋め立てている現状があります。これもちょっと確認してきました。間違いありません。

これらの現在進行中の埋立ては、まだ止まっていないんですね。それぞれのもし違法でないとするならば、違法かどうか分かりませんでしたけれども、違法でないとするならば、それぞれの条例、三重県条例、尾鷲市条例、ここ尾鷲市内ですので紀北町の条例は関係ないと思いますけれども、網の目をくぐっているのか、それとも条例が対象としている埋立面積以下が考えられます。目視した状況とかいろんな情報を集めますと、どうも1,000㎡未満のいわゆる網の下をくぐつような感じしています。私はこれは違法ではないかと、合法かて、合法ともちょっと言いにくいということで、私は脱法的な行為だと思っています。

脱法的行為とはどういうことかといいますと、直接には違法でない方法で、法律の裏をかいてとか巧妙に規制を逃れること、または合法の行為を組み合わせることで、違法行為と同様な結果を行うことができる場合、それを脱法行為という、この脱法的な行為で現在やっております。

今は、隣接自治体の土砂埋立現場ではあるが、下流が紀北町である以上、豪雨で熱海のような土砂、土石流が一度発生し、紀北町の宝である魚飛溪谷が汚されたり、ダム内に土砂が流れ込む可能性があり、そのようになれば再び原状復帰が不可能になることを恐れています。

ということで質問ですけれども、銚子川の上流って、私言いました上流からクチスボ谷奥の現在進行中の建設残土埋立現場の状況、これは紀北町は把握しとるのかどうか、ちょっと

お聞きします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

そういう状況があるというのは把握しております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

把握しているというけれども、一応確認に行っておるということだったと思います。ただ、紀北町としては関与できない部分だと思っておりますけれども、参考に見てもらいたいと、私はこうやって解釈しています。それでよろしいでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

はい、そのとおりです。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

じゃ、4点目ですけれども、紀北町生活環境の保全に関する条例の改正等について。

平成31年3月議会で紀北町生活環境の保全に関する条例が議決され、遅れて三重県の条例も施行されたと、名前は違いますが、三重県の条例。しかももう一つ、尾鷲市の条例も施行されました。それぞれの条例には不十分なところもありますが、土砂埋立事業は採算性が損なわれるなどして、恐らく県外からの土砂は止まるのではないかと期待し、私は見守っていました。

しかし、今回の現状を見ますと、巧妙に条例の網の目をくぐって脱法的行為をすれば、合法的に県外の建設残土の埋立てが止められないと、合法的に建設残土の埋立てができるということが明らかになりました。私はそうだと判断しています。今後、紀北町内に熱海と同様の埋立てがなされたとしたら、人的被害言うまでもなく町民の触れられる美しい自然環境を子孫に残せなくなってしまう可能性がありますと。

平成31年3月議会で、町長は、紀北町の条例をベースとして、今回決まった条例をベース

として変えなければいけない条例であり、規制の部分は変えていく、県の残土条例ができたときには、繰り出し条例も考えますと答えています。また、さらに条例で不備があったときには、改正も含めて検討していく等も答えております。

先ほど紀北町内に進行中の土砂埋立現場はないと言われました。災害を未然に防ぐことが条例の目的であると思います。現在進行中の埋立現場がない今こそ、紀北町にない今こそ予防策としての条例を改正する機会ではないか。今の条例施行後も条例の網の目をくぐる脱法的行為ならば、建設残土が今後も紀北町に埋められる可能性は十分にあります。条例を急いで改正すべきだと考えております。

具体的には、条例に県外土砂の搬入を禁止する項目だけでなく、総量規制やあるいは埋立高さ、例えば5m、国が言います5mによって規制面積を1,000㎡より小さくするとか、実質的に脱法行為による建設残土の埋立てができないように、県外からの建設残土の埋立てができないように条例及び規則を改正すべきだと考える。

ここで、町長にお聞きしたいんですけれども、条例及び規則の改正を考える考えがあるのかと、考えることはあるのかどうか、町長の答弁をお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

いろいろな不安があるのは、我々も同じでございます。そういった不安に対してどう対応するかということで、パトロールを月1回したり、いろいろそのときそのときに監視したりしているわけでございます。そういう意味から、条例を全く改正しないということではございません。ただ、今、現時点におきまして、条例は私は機能していると考えております。そういった意味では、紀北町には令和2年1月から建設残土等の港湾からの持込みは0でございます。

そういった意味から考えますと、今、議員がおっしゃった採算性の問題で、やはり私は船いっぱい来て、今、隣の町でやっているような事態が果たして採算性があるのかどうかという、私は難しいと思います、きっと。でも、我々の町にそういう事態があれば、行政等もお話をしながら、条例についてもどういう対応ができるのかということは考えていくべきことだとは思っております。ただ、今の時点ではそういう事態もない中で条例改正というのは、やはりそういった何かが起こる、それらを議員おっしゃったように未然に防ぐことも大事なんです、そういう動きを十分見極めて我々も考えていきたいと思っております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、町長が、改正をしないとは言わないが、今のところはまだ様子を見守るというような返事だったと。私は、条例は事故とか事件とか、あるいは埋立てが起きてからするんじゃないかと、未然に防ぐのが、私は条例だと思っています。ということは、未然にするということで、今やるのがやっぱりチャンスだと思います。今ならば、業者が進出していないということは、損害賠償とかいろんなこと考えても、今がチャンスじゃないかなと思っています。

それと先日、全国には土砂条例がないところも多く、あっても規制の厳しさは千差万別でございまして。三重県はちょうど中間、ちょうど全国の中間ぐらいのところいっとると思いますけれども、残土は規制の緩い自治体に流れている現状があります。まだ尾鷲に流れとるということは、規制が緩いと見られとるんじゃないかと思っています。そういったニュースが流れていました。

緩いところに流れとることはどういうことかといいますと、現在、尾鷲に流れている現場は、尾鷲市の条例がもし厳しくなれば、当然緩い紀北町に流れてくると、これはもう当然のことだと思います。かといって、紀北町だけ厳しくして尾鷲市が緩いままでと、尾鷲市に流れる可能性があります。

私は、町長の言われるように採算性がちょっと難しいなと思っただけなんですけれども、実はそう思っていました。1,000㎡で止まると思っていました。ところが現状は止まっていないんですわ。5、6か所、もうやっています。巧妙に抜けています。一体とならないように、50mに離しとるんかな、場所を、谷筋を。やっぱり知恵者がおるんですね。知恵者といいますかそういった網の目を止めようと、網の目の粗いところを、網の目の下か隙間があればそれを止めると、これが僕、大事やと思っています。

いずれにしても、私は、紀北町、尾鷲市が連携して、脱法的行為の埋立てができないように条例を同じような厳しさに改正すべきであると、こう考えております。

質問ですけれども、尾鷲市と流域を同じにする銚子川上流の埋立現場の監視や条例改正について、尾鷲市と連携、協力する考えはあるのかどうか、町長のご答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

今、議員もおっしゃったように、国交省では、国交省事業についてマニフェストというかトレーサビリティの話も、議員されました。土壌分析表とか土壌等の発生元情報、それから盛土の傾斜とかそういうのは、情報を条例のほうにきっちり記載しております。ただ、そういう狭い範囲の中でやっていることも事実なんで、尾鷲市とはこれからも連携を取りながら、我々も銚子川の上流ということもございますので、連携を取りながらそういう調査等についても行っていきたいなと思います。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。

私は、健全な業者のこともやっぱり考えななと思っています。全て止めるとか禁止するんじゃないくて、健全な業者の足を引っ張らずに、そういう不安に、町民が不安に思うような埋立てを止めたいと。これはいろんな工夫があると思います。

私は、前回、県外土砂を止めると、その項目だけあれば止まると思っていました。しかし、今回のクチスボのことを考えていますと、あれだけでは止まりません。1,000㎡以下です。だから、そういうちょっと工夫がいると思います。今後研究していきたいと思います。

場合によれば、執行部がどうしても動かないならば、私は尾鷲市議会との連携も考えながら議員提案も考えざるを得ないと、今のところ思っています。ただ、条例の改正をするなり条例を勉強するのが、非常に困難でございます。できるだけ執行部と一体になって条例改正ができれば、私はありがたいと思います。今後も検討していきたいと思うし、その方向で進んでいきたいと思っております。

以上です。

じゃ、大きな2つ目に入りたいと思います。時間もありませんので。

「療育教室」の課題について。

先日、障がいを持った子どもの親たちのはあとの会から療育教室に関する要望書が議会に提出されました。私、読んで驚きました。内容は、紀北町において発達気になる子どもたちが安心して療育が受けられる環境を整えたい、具体的に療育教室を充実するための予算の確保の要望でございました。

そこで質問です。

療育教室とはどのようなものか、目的と現状についてお聞きしたいと思います。よろしく

お願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

療育教室ということでございますので、療育がどのように行われてきたか、その経緯からお話をさせていただきたいとそのように思っております。

療育教育の目的でございますが、障がいのある、またその可能性のある児童に対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うことにより、自立した生活を送れるように支援するものでございます。

また、子どもの発達に関して悩んでいる保護者の相談に応えることも役割の一つとなっております。

紀北町では、合併前の平成12年度から尾鷲市とともに尾鷲市社会福祉協議会に委託して療育教室を運営していました。平成18年度から尾鷲市社会福祉協議会が三重県の障害児等療育相談支援事業の委託を受けて運営してまいりましたが、平成26年度から委託金が減額され、不足分を紀北町、尾鷲市で負担してまいりましたが、その後、児童福祉法等の改正により、障がい児の通所サービス事業の実施主体が市町村とされたこと等を理由に、この事業は平成30年度末に廃止となりました。

平成30年度に今後の療育教室の運営について尾鷲市社会福祉協議会、紀北町、尾鷲市とで協議を重ね、令和元年度の前半6か月は引継ぎ期間として尾鷲市社会福祉協議会が運営し、10月からの6か月間は紀北町、尾鷲市が実施主体となり、療育事業を実施したところでございます。令和2年度からは、紀北町、尾鷲市の負担で尾鷲市社会福祉協議会に運営していただいているという現状でございます。

この療育教室では、5人から7人の小さな集団で1回1時間30分ほどかけて療育を実施しており、挨拶、運動、手遊び、読み聞かせ等をしております。それぞれの活動には目指す目標があり、最後にその日の子どもの様子を振り返り、これからの取組みについて確認を行っているところでございます。

親子参加のため、リラックスして取り組むことができ、同じような悩みを持つ保護者同士が話し合う場にもなっており、孤独を防ぐことにつながっております。

障がい児、障がい者の福祉施策につきましては、国において年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを目指しております。

紀北町におきましても、保育所、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブに在籍する障がいをお持ちのお子さんを支援するための加配職員について、補助金の支給や介助員の配置を行っているところでございます。

また、学齢期を過ぎた方が地域の中で生活することができるよう、就労継続支援、生活介護などの日中活動やグループホーム、家族の負担軽減を図ります短期入所などの様々な施策に取り組んでおります。

全ての町民が、障がいの有無にかかわらず一人の人間として尊重されるものであり、障がいを理由として分け隔てられたり排除することなく、人格と個性を尊重しながら生活することができる共生社会の実現に向け、今後も取り組んでいきたいとそうように考えております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私、療育教室、ちょっと勉強不足でしたもので、現場の聞き取り調査を行いました。それで、いろいろな課題が分かりました。要望書以外の課題も分かりました。

例えば、尾鷲市の向井にある和家という施設があるんですけども、向井小学校の隣ですね、そこに行きました。行って施設に驚いて、私、驚きました。広くて快適な空間なんですね。素敵な施設等がありました。

私はそこで、建設資金はどうしたのかと聞くと、障がいのある子どもたちの親や理解ある有志の住民の方々の寄附や借金等で建設したと。また、運営資金も主として親たちが負担しているとのことでした。しかもそこで働いている方々は入所している子どもさんの親御さんが多く、今さらながら障がいを持った子どもたちの親御さんの日々の心労や苦労は大変だなと思いました。

これら困っている子どもたちや親御さんをフォローし、優しく見守るのが、私たちの社会に課せられた使命ではないだろうかと思えます。中でも、具体的にも経済的にも支える中心になるのが、行政の役割でもあろうと思えます。

私が一番心を痛めたのは、この子を残して先に逝くのはたまらないと、そういう親御さんの痛切な声でございます。成熟した社会ならば、このような切ない声に答えなければならぬと私は思います。町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃることは十分理解できますし、ご存じかと思えますけれども、私、はあとの会の立ち上げに関与しております。今の県議2名と旧海山町では私、3人で関与させていただいて、はあとの会の立ち上げからやっておりますので、その実態をずっと見てまいっております。

そういう中、一番先に町長になって考えたの、広域連合長となって考えたのは、やはり紀北作業所、ゆめ向井工房、この2つを建て替える必要があるということで、真っ先に取組みをさせていただきましたような次第でございますので、療育等については非常に関心とその思いを持ちながら行っているところでございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私、調査に今言われた紀北作業所へ行きました。結構紀北町も頑張ってくれまして、それなりのことをやってみえるということで評価はしておりました。それはお伝えしておきたいと思います。

それでは、2点目、療育教室の要望書について、要望書の中身でございます。

ここに要望書があるんですけども、議会に出されました要望書でございます、これ読んで一番のポイントは、療育教室というのは、今、尾鷲の社協に委託してやられていますけれども、問題は4月当初の希望人数、入所人数がおって、年度末おって段々増えていくと。1人の職員がお世話すべき子どもたちが年度末にはかなり増えてしまい、行き届いたお世話ができなくなっています現状があると。

要望書にはこうあります。例えば、平成31年度でいいますと、当初が22名、スタート時点は22名だったのが、年度末には、終了時には36名に増えています。それから、令和2年度になりますか、それは24名が35名に増えています。30年度以降、グループの人数が増えても、教室の数が10コマから増やすことができないということで、行き届いた教育ができないということがございますので、質問ですけれども、要望書に応えられるように予算の増額を考えていただけないか、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

今、その方向で検討しておりまして、今年度中には増やすであろうと。尾鷲市との協議になりますので、我々1つの町が一方的にお話しするわけにはいきませんが、その方向で調整をいたしております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私、2つ目の質問でちょっと言おうと思ったんですけども、今、答えられましたので、尾鷲市と協働で行っている事業なので、尾鷲市にも予算増額を働きかけていただきたいというところでお願いしようと思っておりますけれども、今の答えで分かりましたので結構でございます。

じゃ、大きな3間に入っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

本年夏場の銚子川の状況についてでございます。

これは、新聞とかいろんなところである程度発表されてはおりますけれども、この場でもう一度お聞きしたいということと、私のお願いを1つ聞いていただきたいと、こういう2点でございます。

まず、1点目、有料駐車場の運営、実績とトラブル等の今年度についてお聞きしたいと思います。お願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘の有料駐車場の運営、実績、トラブル等ですが、銚子川の運営につきましては、本当に毎年追いかけてっことをしているような状況でございます。そういう中で、本年度の状況についてお話をさせていただきます。

銚子川には、例年7月、8月の土日祝日、お盆を中心に、県内外から多くの遊泳客が訪れ、権兵衛の里駐車場、魚飛溪の駐車場、まいこみ淵駐車場、ゆらゆら帯駐車場など、多くの方に利用していただいているところでございます。そのうち、権兵衛の里駐車場と魚飛溪の駐車場は、今年から夏季限定の臨時駐車場として稼働をいたしました。

最初に、権兵衛の里駐車場につきましては、令和3年7月1日から開設し、8月31日までを予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、8月22日からは閉鎖いたしました。

運営ということでは、徴収員等の配置関係ですが、入り口に1人、出口に1人、警備員1人を基本ベースとして、7月の4連休や8月のお盆の期間は、入り口を2人、警備員を2人にするなどの対応をしたところでございます。実績ということでございますが、権兵衛の里駐車場の7、8月分の合計でございますが、普通車両2,406台、大型車両6台、ずんべら亭、または権兵衛の里庭園利用者の無料分が513台、収入額は241万8,000円でございます。

次に、魚飛溪駐車場につきましては、令和3年7月17日から開設し、8月29日までの土日祝日、お盆の期間、21日間を予定しておりましたが、これも新型コロナの感染防止対策のため、8月22日から閉鎖をしたところでございます。

運営というところでは、徴収員等の配置関係ですが、1か所の出入口に1人、繁忙期に2人、警備員1人を配置して対応をいたしました。実績ということで、7月、8月分の合計でございますが、普通車両897台、収入額は89万5,000円でございます。

最後に、トラブルの件でございますが、両駐車場ともに大きなトラブルはなかったと報告を受けております。

以上です。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

トラブルですけれども、大きなトラブルはなかったと言いましたが、小さなトラブルはあったみたいで、私、警備の方に聞きましたけれども、便ノ山の平尾、平尾の場所で、やっぱり文句を言う方が中にはいるみたいでして、夜中に、夜あそこ追い出す、追い出しになるんですね。キャンプしとったんだと思うんですけども、何で追い出されんならんと、私は法律勉強しているけれども、追い出されるいわれがないなんて、ちょっと言われたこともあるみたいですけども、そういった小さなトラブルはあったみたいですけども。ということで、警備の方とか、あるいはあそこで立っておられる職員の方、今回役場の職員が立っておられたと思いますけれども、小さなトラブルみたいなのは若干あったんじゃないかなと思っています。大きなトラブルはなかったようでございます。

もう1点聞きたいんですけども、トラブルといえばトラブルですけども、魚飛で水難事故があったと聞いておりますけれども、どういった内容だったんでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

水難事故ございました。そういった状況については、担当課からお話をさせていただきますが、それから小さなトラブルですけれども、これはもうあります。どういうことをしてもそれぞれの考え方がございますので、そういう苦情というかそういったものはどうということをしてもございますので、そこは我々としても、じっくり腰を据えて説明しながら対応するというところでございます。

それでは、事故のことは担当から答弁させます。

瀧本攻議長

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

お答えいたします。

救急搬送ということでございますが、水難事故が期間中に1件ございました。

以上でございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

事故の原因とか内容、言える範囲で述べてください。今後防止できるかどうかという観点ですものでちょっと。分かる範囲で、言える範囲でお願いします。

瀧本攻議長

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

お答えいたします。

魚飛溪のつり橋のところで、水って聞いたんですけれども、詳細は分かりませんが、水で心肺停止というんですか、そういった状態になって救急車を呼んだ、その前後、時間差ありますけれども、そういった状況というふうにお聞きしております。

以上です。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ちょっと答えが濁されていますけれども、はっきり分からないんですね。プライベートに

関することなものでちょっと言えないんやったら、もうやむを得ないと思いますけれども、今後も起きる可能性があるかどうかということなんですけれども、その辺はどうですか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

結局あれは、私も新聞等なんですけど、詳しいことは救急隊員からも聞いていないんですが、恐らく溺れたのであろうということでございます。これは、どういう理由で溺れたのかという事は、それぞれの事情も、今までも水難事故がございました、そういうことで分かりませんが、無謀な方もいらっしゃいます。台風後の我々であればとても近寄らないような状況のところ、若い子が、これ水難でお亡くなりになった方なんですけど、流れて、消防出動というようなこともありまして、我々は駐車場等に訪れる方にはそういう注意はさせていただいております。今、水量が多いから泳がないでくださいねとかそういうお願いはしておりますが、どこかへ止めて、された方、それから注意したにもかかわらず泳ぐということがございます。

特に魚飛溪は、もう砂浜とかそういうところはない、砂利浜がないんです。あの大きな岩の中を恐ろしい状態で、それでも泳ぐのがいるんで、ここをどうしろというのはなかなか難しい部分ではありますが、我々としては駐車場等訪れたりした方には、警備員がいるときには注意はさせていただいております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。

私も魚飛で、昔ですけどもつり橋から下へ飛び込む若者が何人もおりまして、下に岩もありますけれども、非常に危ないなと思いますけれども、それは禁止は多分難しいんじゃないかなという気もするんですけども、そういったことはあります。確認しとるんです。

それでは、いいですか、2点目に入ります。

今回の遊泳客数、今回の有料駐車場のつくった目的の一つに、平尾とか魚飛とかに集中しとった遊泳客を下流まで分散させるということは、目的の一つだったと思うんですわ。遊泳客の分散、上流、中流、下流の分散状況についてお聞きしたい。今年はいかがでしたでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

今年、ちょっとコロナの関係もあって、通常のような形ではちょっと比較しにくいんですが、分散は去年から行っております。それから、リピーターが多いということもございまして、今年は初めから銚子川流域の上下のゆらゆら帯とまいこみ淵、そこらへ行っていただく方もございましたし、もう上のほうで、今回は徹底して下流にこういう無料の駐車場があるよという話をさせていただいて、それは随分と功を奏したものだと思っております。

ただ、有料駐車場は、その分散化のみならず、やはり経費がかかっておりますので、その経費を何とか少しでも有料駐車場として駐車料金を取ることによって抑えられないかということもございまして、そういった有料なんで下流へ行きたい、例えば6時で閉まるんで、銚子川のところの夜間もあそこは制限しておりませんので、そういう方もございまして、キャンプinnで遊ばれて、時間になったんでそういう無料のところへ行ってもかそういう方もございまして、一定の分散ということでは効果があったと私は認識しております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私もこの夏場、何回か見に行きました。私の感じでも結構分散しておるなと思っておりました。

ただ、それでよかったんですけれども、私思ったんですけれども、今年、有料駐車場の監視で入り口に立っておられる方、役場の職員が多かったですね。若い子が多かったと思います。もちろん課長も多分来られたと思います。あれは、本来はアルバイトとかいろんなところに地区の方とかいうのが本来だと思います。役場の職員も大変ですわ、仕事しながらですし、暑いですしということもありますもので、なぜ役場の職員がたくさんあそこに出とったんですか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

この徴収員、警備員はいつも事業者に頼むんですけれども、徴収員につきましては、シルバー人材センター、それから地域、そういった方を募集させていただきました。なかなかそ

の調整がうまくいかなかったというのが現実でございます。短期間、2か月余りということと、それから大変暑い時期なんで高齢者の方がなかなかしづらいという、もちろんテントも張っているんですけども、そういう状況もございましたので、そういうところで人材を手当てすることができなかったので、役場の職員が張りついたというのが現実でございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

というようなこと、実は和具の浜をちょっと私、見てきました。和具の浜の駐車場の遮断機といいますか、開閉機がありますね。あれが非常に効果があるみたいでございます、聞きますとですね。ということで、来年度は木津の上流の駐車場は何とも言えませんが、少なくとも権兵衛の里のところ、あそこは遮断機を置くようなことは検討していただけないかと、置いていただいたほうが非常にいいんじゃないかと。それですと、徴収員も少なくできると思いますので、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

いいご提案をいただいたと思っております。

実は、それは今年度も検討したんです。ただ、今コロナのこともありまして、機械等も難しいということと、初年度なんで実際出て、意見等を聴取して来年度につなげていきたいなという思いもあって、今年度は人力でというか、人を出してその現状、もう苦情も、小さな苦情とかそんなのありますので、人が出ることによって、今それを必要としているお客様がどういう思いを持っているかということもありますし、そういう中では大きな苦情なく、当たり前のように、都市部から来ますので駐車料金を払っていただきまして、そのことそのものに対してはないんですが、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、水が多い、6時で出ていただければいけない、そういう説明が要りますので、これが徴収員の方にできるかどうかという問題もございます。だからそういう料金徴収機をたとえ設置したとしても、役場の職員がそういうご説明をしなければいけない場面があるかと思えます。その料金徴収機については、いいご提案をいただいたと思っております。

それと、今年度特に大変だったのが、職員も出ましたワクチン接種が土日ほぼありましたので、そういった銚子川のそういう料金徴収ばかりではないんですね。そういう戻ってくだ

さいとかそういうご案内もしていたんで、役場の職員、本当にご負担をおかけしました。そういう負担軽減のためにも、来年度は何らかの手当てをしたいと思っております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

もう一つ、提案というかあれなんですけれども、今年、平尾でキャンプしました。いろんなところでキャンプもあります。それで、紀北町にキャンプ条例がございます。どうも随分昔のことで、聞くところによると古里の海岸のキャンプを対象にした条例みたいでございます。

今の銚子川中心、あるいは和具の浜、いろんなところ、それでいろんな場所がありますけれどもそういったことを対象にして、時代にそぐわなくなっておると思いますので、キャンプ条例を改正してもらえませんか。場合によれば、キャンプ禁止の場所とか、バーベキューの規制とかそんなのも含めまして、来年のキャンプ条例の改正をお願いしたいと思いますけれども、ご答弁願います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるキャンプ場条例なんですけど、古里海岸等に特化したような条例になっております。そういった意味では、我々も今の対応をどんどんしながら、そういうエリア分けも考えて、今、だからそういう意味でも分散させているわけなんです。そういうことも踏まえた上で、最終的にはキャンプ場条例でしっかりとエリア分けやそういう使用を区分するのが一番いいと思います。

ただ、この条例をつくっていく中で、今まで使っていた中で、先ほど言いましたが苦情、住民の感情、無料で住民の方はどこでもキャンプやっていて、バーベキューもやっていたので、そういうもののエリア分けをしながら、徐々にやりながら、最終的にそういう条例で一定の区分ができれば、我々もいいのかなと思っております。ですから、今のキャンプ場条例をどうのこうのいうのではなしに、銚子川なら銚子川1本の適した条例をつくるべきだと考えております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

もう時間もありませんので、まとめに入りたいと思います。

今日、3点質問しましたけれども、一番言いたいのは、私、さっき声もちょっと大きめに言いましたけれども、この残土条例の改正ですね。私は、さっき議員提案も考えなければならぬと述べましたけれども、あくまでやっぱり執行部が中心になってやっていきたいと、住民の命を守るために、未然に防ぐために、ぜひ条例の改正をもう一度お願いして、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

瀧本攻議長

答弁は。

4番 岡村哲雄議員

答弁要りません。

瀧本攻議長

これで岡村哲雄君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、10時45分まで休憩といたします。

(午前 10時 28分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

瀧本攻議長

2番 田島明良君の発言を許します。

田島明良君。

2番 田島明良議員

2番 田島明良。令和3年9月一般質問を議長の許可を得て質問させていただきます。

今回の私の質問の内容は、大きく分けて、熱海市で起きた土砂流出事故と当町の現状について。

2つ目が、墓地霊園の管理運営について。

3番、住宅リフォーム補助金についてでございます。

議長、すみません。マスク外させていただきます。

そうしたら、1番の静岡県熱海市で起きた土砂流出事故と当町の現状について質問させていただきます。

この新聞記事、皆さん、ご覧になったことあると思うんです。これは中日新聞の記事なんですけれども、一瞬にしてもう本当に、これカメラがもう常に、今はこういう情報カメラというのがもうすぐテレビのほうで流れるもので、こういうのはもうそこではこういうことがすぐ分かります。

それで、詳しく説明すると、令和3年7月3日午前10時半頃、熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土砂災害であります。気象庁によると、熱海市網代の観測所観測地点では、48時間で321mmの降水量を記録しました。1時間雨量は最大27mmと、それほど降りませんでした。死者、行方不明者27人、建物等被害131棟という未曾有の災害は、記憶に新しいと思います。

この原因は、盛土が高く積まれていたことにより発生し、刑事事件にまで発展したあまりにもずさんな工事から発生した事故だと言わざるを得ません。静岡県と熱海市は、これまで再三にわたり業者に是正措置を求めたが従わなかった。また、産業廃棄物も混入していた事実も判明しました。

被害者の会は、8月に業務上過失致死の疑いで刑事告訴したことも分かり、受理され、また、住民が死んでも構わないという認識があったとして、殺人の疑いでも10月に刑事告訴する方針だと報道されております。また、損害賠償を求める民事訴訟は、今月中に静岡地裁沼津支部へ提出される模様であります。

いずれにしても、このような悲惨な事故は食い止めなければならないと思います。事故が起きてからでは遅いのであります。

このことを踏まえ、町長はこの事故についてどのように捉えておられるのか、率直なご見解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、田島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

熱海市で発生した土砂の流出事故、本当に大変甚大な被害が生じているところでございまして、私はこの事故については、あつてはならないことだと思っております。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

この質問は、前者議員と大分重なっている部分があるんですけども、それお許してください。先に述べるべきことをちょっと遅くなりました。失礼しました。

次に、国土交通省は、各都道府県に対し、安全が保たれているか指令を出して、直ちに崩落の危険はないとの報道がありました。

三重県においては、土砂等の埋立て等の規制に関する条例関係が24か所、林地開発許可関係が6か所、その他法律、条例関係で16か所を点検したと述べています。

紀北町に置かれている盛土の点検も含まれておられるのか、また、自然災害等で起きそうな場所などの点検もあるようでしたらお尋ねしたいんですけども、よろしくお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、ただいまの点検ということについてお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃったように、前者議員にもお答えさせていただいたんですが、関係各課の下、点検をしているところでございます。町内には8か所ございます。そういう中で、土砂等の流出または濁水が発生していないか、異常な排水や臭気がないか、こういったものを環境管理課で月1回、それから建設課と農林が随時行っているようなところでございます。

今後こういった点検をしっかりとしながら、現状に異常はないか、そういったものを我々は点検していきたいとそのように思います。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次に、「紀北町生活環境の保全に関する条例」のことなんですけれども、これは令和元年

7月に施行されて約2年経過しましたが、この間の申請はありますか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。よろしくをお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

当町の条例が施行された後、町外からの土砂搬入に伴う申請等はございませんでした。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

先ほど申しましたように、熱海のこの悲惨な事故を見ますと、条例その他で厳しくしなければ、第2、第3の悲惨な事故が起きないとは限りません。紀北町の条例は、非常に私は緩いと思います。申請がなければそれでよいと思われがちですが、この際、条例を考え直す予定はあるのか、お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議員、先ほど申し上げたようなのと同じような答弁になるんですけども、どこまでが緩い、緩くないというお話はあろうかと思います。

ただ、我々この条例をつくる中で、弁護士の皆さん、県、それから検察、それから行政文書、こういったことを手がける皆さんに全てチェックしていただきました。そういう中で、現行法令、憲法等に基づく中で行うということで、一字一句、点とか丸も含めて全部チェックしていただいているんです。

そういう意味からすると、今されているのが、今の現時点での紀北町の条例整備としては適切ではないかと考えております。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

緩いのかそうでないかというのは、その人のものの考え方で変わると言うんですけども、私は緩いと思います。細かいこと、また後日また別の機会で述べさせていただきたいと思えます。

次に、尾鷲の港、大量の残土が運ばれていっているこの事実、尾鷲の山奥に運ばれております。ご存じであったらお尋ねします。また、港の現場をご覧になったことはございますか。あるようでしたらお願いします。また、紀北町にも運ばれている未確認の情報も私、聞いておりますけれども、確認された方がおります。ここで町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

尾鷲市のほうに運ばれているのは存じております。そして、現場も港のほうは見たことがあります。山はちょっと行ってないんですけども、そういうことでございます。それから、紀北町のほうに運び込まれているという話なんですけれども、私はちょっとそういう情報が入っておりませんので、また確認はさせていただきたいと思っております。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

私も未確認なんで何とも言えないんですけども、そういう話もちらほら出ているということですので、またよろしくお願いします。

次に、大きな2番目の墓地霊園の管理運営についてでございます。

この質問は、令和2年3月に続いて2回目の質問です。

現在、多くの自治体が合葬式墓地を建設しておりますけれども、または計画している現状を踏まえて、あえて質問します。

民間の墓地には、なかなかこういう合葬式墓地を建設するというのは難しいんだと思うんです。幸い紀北町には町営の墓地がございます。

最近、三重県内でも合葬式墓地の建設を決めた自治体がございます。名張市の東山墓園で、今年の6月、つい最近、6月議会で議決しました。名張市のホームページに詳しく掲載されていますので、後でご覧になっていただきたいと思います。

その資料によりますと、名張市の合葬式の墓地の建立費用は約2,000万円、遺骨は1,000体以上、埋葬料は5万5,000円程度、記名版は任意で3万3,000円程度の規模でございます。要するに、初期費用は2,000万円かかりますけれども、後々希望者があれば、もう1,000体あればもう何1,000万円と入ってくる可能性が高いので、これ以上の金が入る計算になります。

ぜひとも検討していただき、またアンケートを取れば明白になると思っております。生前予約も

たくさんあることも述べられています。それに、今ある墓石を墓じまいしてでも合葬式墓地へ入りたい住民がたくさんおられることを、既に建設されている自治体の担当者は述べております。アンケートについてはいかがでしょうか。これについて、町長の見解をよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、墓地霊園の管理運営についてお答えをさせていただきます。

本町の人口減少が進む中、公営墓地を管理、整備していく際には、合葬式墓地も選択肢の一つとしてなり得るものかとも考えられます。また、一方では、自治体で運営する墓地霊園では政教分離の原則があり、埋葬された人個々に対する宗教的な供養については行うことができないということになっております。仮に合葬式墓地を整備した場合ですが、合葬された時点から、地域の皆様や個人が引き継いできた宗教上のご意思や慣習が絶たれる場合もございます。

議員のおっしゃるアンケートにつきましては、今、現時点では、先ほどお答えしなかったのですが、ちょっと時期的にちょっとそういう検討まで入るところにいていないものから、そういった時点では、現時点で計画とか整備用地がない中、まだその段階ではないかなと思います。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

計画もないのにアンケートを取るとするのは、ちょっと性急だと思いますけれども、よろしくをお願いします。ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、移らせてもらいます。

現在の町営墓地に建設するのでしたら、入り口の駐車場を利用するしかないと思うんです。または、奥の山を切り開くかどうかする必要があると思います。

続けて言います。紀伊長島地区1か所では少ないと思います。紀伊長島地区を先行していただき、様子を見てから、海山地区にもう一つ建設されたらよいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

現在の長島の墓地数なんですが、2,062区画という区画でございます。そのお参りに見える方の地域の方の駐車場となっておりますので、そこを潰してするという事はちょっと難しいのではないかと思います。

標準的な合葬式墓地に必要な施設とされますものは、納骨堂、合葬室、献花台、礼拝広場など、こういった形のを整備しなければいけないんです。ですから、海山のほうも今の段階ではないものですから、ただ、議員のおっしゃるのもよく分かります。

ただ、私が町長になったときに、すぐのときなんですけれども、町営墓地造ったらどうやと、長島もういっぱいやないかというお話しました。そこからもう12年来ました。ただ、人口減とか墓じまい、それから墓の合葬、今、墓石が5つ、6つあるのを1つにせんと台座のようにしたり、そういう工夫をすることによって、私が町長になった頃に感じた状況とあまり変わっていないんです。これは町民の方から相談いただいて、そういうものも必要じゃないかなと思って考えて検討をして、いろいろとこれ調査をしました。各地区の墓地も調べました。

そういうこともございまして、今の段階ではちょっとそちらのほうに進みづらいかと、今思っているところでございます。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次に、私の調べた範囲では、町営墓地は管理費をいただいていないとお聞きしておりますが、私は徴収されたほうがよいと思いますけれども、いかがでしょうか。管理人に報酬を出すためにもよいことだと思います。

また、先日、町営墓地へ私、視察へ行ったんですけれども、そのときに気がついたことがありました。ちょっとお待ちください。

これ写真撮ったんですけれども、これは無縁仏、この壁の伝いに無縁仏のお墓があると思うんです。こちらとこちらね。

それと、もう一つなんですけれども、これは放置されたような墓石があるんです。これは、JRののり面の下のほうに敷地外だと思うんです。これ、こちらのね。この上のほうはJRの線路ですね。これ明らかに廃棄物処理法違反だと思うんです。個人で処理したとは思わん

ですけれども、やっぱり町が管理運営している以上は、こういうことを野放し状態にしておくというのは、私はいかがなものかなと私は思います。

はっきり言うて、その廃棄物処理法違反ということは法律違反ですもので、告発されても弁解の余地はないと思うんです。指導、監督していただければよろしいんですけれども、持ち主がおらなくなったら分からない、そこら辺が役場の弱いところなんですけれども、これについて何かご答弁ありましたら、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

料金の話なんですけれども、このことについては、基本的に今、議員は名張市のお話しさせていただきましたね。それで5万5,000円、3万2,000円、名板等要るといようなことですが、紀北町のほうも、長島のほうは使用料として10万650円、それから小さなタイプですと5万3,500円いただいております、契約時につきましては。そういうことになっております。

それと。

2番 田島明良議員

違います、その。

瀧本攻議長

ちょっとやり取りやめてください。

2番 田島明良議員

名張市のこととは違います。

尾上壽一町長

名張市はそれなんです。言ったのはそうですよね。それで、紀北町は使用料という形で、その設置するときにお金をいただいているというお話を今させていただきましたので、お話の仕方がちょっとまずかったらごめんなさい。そういう形でやっています。

それと、今言った墓の整理、これ墓は、町営墓地は随時悪いところ、危険なところは直してきたんです。でも、今のような恐らく利用されなくなった墓石のことが、あちこちに点在していると思います。墓、墓地整理、これは各地区の墓地もそうなんですけれども、やはり町営なんで、墓地整理について、これからしっかりと我々もどうすればいいかということをやっていくのは、これはやらなければいけないことではないかと思っております。引本もた

くさんそういう墓石があって、いろいろと処理をしていただいたような経緯もございます。我々といたしましても、町営墓地である限り、そういう不適切な放置があるのであればいろいろと対応していきたいとそのように思います。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

そのお金のことは、名張市の件なんですけれども、合葬式墓地へ入られるときに5万5,000円ですか、そういうことですので、一人一人のお墓に対してその場所、土地代ですか、そのことじゃないんです。この5万5,000円というのは、合葬式墓地に入るときに5万5,000円頂戴するということなんです。そこら辺、間違わないでいただきたいと思います。

そうしたら、大きな3番目の住宅リフォームの補助金について、質問を移らせてもらいます。

令和3年度の予算は500万円でしたけれども、昨年度は新型コロナの対策費用を使って追加補正で550万円を出して、全員当選でしたね。経過はこれでよろしかったと思うんですけども、地域の活性化をうたい文句に毎年予算づけされておりました。今年度の補正予算は出ませんか、お尋ねします。

また、今年は特にイベント等が中止となり、当初予算に余剰金が出てきております。SEA TO SUMMITで300万円、燈籠祭で470万円、七夕物語で30万円、大白祭りで110万円、夏祭りKODOで80万円、合計しますと990万円になります。このことについて、町長のご答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

住宅リフォーム支援事業については、補助対象を町内施工者が施工するリフォーム工事であるとして、目的を地域経済の活性化を図ることとしております。これ実は要望があったわけなんです、大工さん等の組合から。そういう中で、ハウスメーカーで家を建てる人が多くなってきている、在来工法で建てる人が少なくなって仕事が減っているの、住宅リフォーム制度を取り入れてくださいということでございました。それと、議員からもこれは再三要望がございましたので、我々としてはこの住宅リフォーム制度へ取り組むことにいたしました。

そういう中で、現在では、住民の皆様への支援という観点にちょっと重点が置かれているように思いますが、我々としてはそういう思いからスタートしたという事業でございます。

それと、500万円の話。議長、ちょっとすみません。

どうも申し訳ございません。補助金等が余ってくるのでというご質問でございました。

これ何ですか、予算の立て方の部分に来るんですけれども、予算というのはその年度の計画です。その計画の中で我々は、補正予算というものは、特異な事象の程度に応じて対策を打つということでございますので、それら現在の事業規模は、議員の皆様当初予算に予定させていただいて、町の全体事業を調整した上で議会に提案させていただいて、ご可決をいただいております。

受給ギャップの規模でその対策を補正するんやよということは、あまり私自身は適切ではないと、特殊な、特別な理由があったようなときに行うのが補正だと思っております。また、いろいろ予算が減額された部分はたくさんございます。そういったものは、また改めて議会に諮りながら、どういう対策をやっていくのかそういうことを勉強しながら、議員の皆さんの理解を得ていきたいとそのように思います。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

ここに担当課から資料をいただいたんですけれども、平成30年が第1回目だと思うんです。このときは先着順ということで、ものすごい申込みがあって、後で追加。1回目は5月だったんですけれども、11月に再度行いました。これ先着順ということで大変住民から不満が出て、そういうことを行ったと。

明くる年の令和元年は、80件の申込みに対して53件、ちょっと申込みが少なかったもので、33件だけ抽選に外れたということで、それで令和2年のときは、先ほど言ったように107件あったんですけれども、抽選で52件決めたんですけれども、8月に先ほど言ったようにコロナ対策の費用を使って全員当選、落選者を当選にしたということ、経過。

それから、その年によって全員当選したり、そのまま切り捨てたり、これはその年によって違うんですね。だから申込者は、もう1回しかできないものですから、来年まで待とうかという人はほとんどおらないと思うんです。今年に限って言えば78件ですか、抽選に漏れた人はね。多分、恐らくもう工事はなさっていると思うんです。

こういうことを踏まえて、やっぱりその年に追加したり出なかったり、町民から見たら騙

されたような気がすると思うんです。地域の活性化をいうのであれば、500万円ぐらい一般財源で出しても誰も反対しないと思いますけれども、その点いかがでしょうか。お尋ねします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

基本的には補正予算というのは、先ほど申し上げたような特殊な事案があったようなときにさせていただいております。そういう中で、先ほど議員おっしゃっていただいた繰り返しになりますけれども、初年度が20日余りだったですか、もう申し込んで、その情報が伝わっている、伝わらないにもかかわらず、先着順でしてしまったためにすぐ埋まってしまって、情報を知り得なかった人たちのこともあるということで、これ、特異な事象でございます。

それから、令和2年については、新型コロナウイルスのコロナ対策ということで、4億何がお金頂きましたので、そういう活性化もあり得るのではないかとさせていただきました。そういうことからすると、2件とも特異な事例でございますので、我々としては、そういった中でさせていただきたいなと今も思っているところでございます。

規模としての500万円のお話なんですけれども、あと500万円ぐらいと何でも増やしていけば、それは反対はほぼされないと思います。後々の議員の質問にもありますけれども、そのお金を何かに使ってこれだけのものをこれだけするんやとえば、それは皆、反対はしないと思いますので、ただ、我々としては先ほども申し上げたように、予算が計画になりますので、計画を遵守しながらやっていきたいと。

それと、これ大工さんにも聞き取りしています。1,000万円とか急に出されても、結局町内の方がお受けになるんです。そういう中で、受けたけれども、町外やほかの人をお願いしなければいけないので、この修繕事業というのはほとんど賃金、手間賃なんです。そうすると、自分ではなしによそへ逃げていくことがあるので、500万円なら500万円を長期にわたって計画的に出してもらったほうが、我々としては仕事の段取りやそういったものをやりやすいというお話しして、例えばこれで2,000万円、3,000万円するよといったとき、明らかに改修工事があってもよそから人をすると、その手間賃が全部よそへ流れていきますので、ほか大工さん等についてはそれぞれの仕事を自分で取りますけれども、町としてこういう事業を長く、言えば全世帯に行き渡るようにする施策もある意味計画的な分散投資ではないかと思っております。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

今、町長が述べられたことを私も伺っております。

業者が限られた業者の数ですもので、集中されると二進も三進もいかんようになって、2次下請け、町外の業者へ頼むという可能性も出てくると何のためにやっているか分からないような感じで、だからやっぱり短期間じゃなしに、長期間でしていただきたいなと思います。

こういうことを考えると、やっぱり当初予算を最初から1,000万円とか千数百万円上げて、言われんのではないかなと私は思うのですけれども、この辺いかがでしょうか、町長。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたような大工さんとかの数も決まっております。それと、予算の話なのですけれども、言わんでもええことかも分かりませんが、予算をつくっていくとき、立てるときに、例えば予算要求というのがあって、それから我々が副町長が査定なんかをしていくわけですよ。国の概算請求ではないですけれども、そういう形でやっていきます。例えば今年度、すると約99億円なんですけれども、最初の歳出が99億円なので、歳入として読めるのが79億円なんです。約。すると20億円足りないわけなんです。それをこう調整しながらうまくやって、今回98億円ぐらいの当初予算になったかと思いますが、それでも11億円足りないという中で基金を繰入れていきます。

だから、大変、500万円というお金も大きいので、おっしゃるのもよく分かります。1,000万円とか膨らませればということもあるのですが、500万円あったらほかにもっと安全・安心のため、例えば子育てとか、いろいろすることもできるということもございますので、我々申し訳ないのですけれども、この住宅リフォームにしては一定の年次であれば500万円ということで事業を進めさせていただきたいと思います。

そういうことでご理解いただければありがたいなと思います。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

まだ時間ありますので、もうちょっと後ざらえという感じで質問させていただきます。

この住宅リフォーム、当初予算のときの時点で、よく吟味していただいて、それで補正で出せないのだったら、来年の当初予算でしか方法はないもので、お願いいたします。

ちょっと時間が残つとるもので、この熱海で起きた土石流の事故、もう一度聞きますけれども。

(「あかん、あかん」と呼ぶ者あり)

2番 田島明良議員

駄目ですか。

瀧本攻議長

再質問になる。

2番 田島明良議員

そしたら、じゃ、以上で終わりますけれども、私、常に住民のために思って私はこのことを質問しているのであって、この土砂の問題も、墓地の問題も、住宅リフォームの問題も、住民皆さん考えていることだと思います。

じゃ、以上で、ちょっと早いですけれども、私の一般質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

瀧本攻議長

これで田島明良君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、11時35分まで休憩いたします。

(午前 11時 22分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

瀧本攻議長

3番 柴田洋巳君の発言を許します。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今日の質問は通告とはちょっと順番が変わりまして、4番が2番に繰り上がります。2番、3番と、それが3番、4番になります。

マスクを外します。

それでは、質問を始めさせていただきます。

質問1、題名、尾上町政3期目を検証する。

この題名で5つの質問をいたしますが、質問を分かりやすくするため、2つのことを説明いたします。

検証という言葉が持つ意味は、事実をはっきりさせるということです。私は、事実に基づいた質問をいたします。

あと1つは、町長として最も大切なことは、町民の生命、財産を守り、安心・安全な暮らしができる生活環境をつくることだと思います。

それでは、この2つを念頭に置いて、質問に入ります。

(1) 行政の貧困を象徴する「紀北町生活環境の保全に関する条例」。

私は令和2年12月議会で、建設発生土、改良土の埋立て禁止をなぜ条例に盛り込まなかったのかと質問いたしました。尾上町長は、違法であればその時点で埋立ては止まると思っておりますとの答弁でした。すなわち尾上町長は、建設残土に関する法律があると、そういうふうな解釈だと思います。ところが、熱海の土石流事件をきっかけに、国土交通省、環境省、そして頼りない土砂条例を制定した鈴木三重県知事さえも、残土に関する法律が必要だと言いはじめております。残土問題の第一人者畑先生は、4、5年前から紀北町での講演で、残土に関する法律がないのと同じなので、厳しい条例が必要だと何度も言っております。要するに、法律がないのと同じという解釈です。しかし、尾上町長は、法律があるのだと思っているわけです。こんな認識不足でありますので、紀北町に8か所の土が見られたと。この8か所見られた責任は、尾上町長にあると思います。

ご答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

私自身に責任ということではなしに、法的なところでやっぱり必要なものが必要であったのではないかと思います。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の答弁はとんでもない答弁だと思います。皆さん、法律がないから法律をつくろうと言っているのです。

また次回に、このきちんとした答えを出していただきたいと思います。今日はたくさん質問がありますので、次に進みます。

次の質問も、令和2年12月です。

今、私が持っているこのファイル、このファイルは環境学者、環境に詳しい法律家、ジャーナリスト、土砂問題に取り組んでいる多くの人たちのパブリックコメントをとじてあります。特に多い意見は、県外からの建設残土の持込み禁止、建設発生土、改良土の埋立て禁止、埋立ては許可制、暴力団との関係者を禁止等々ですが、この意見も、1つも紀北町の条例に盛り込まなかったと私は質問しました。

この指摘を踏まえた尾上町長の答弁は、まるで手品師みたいな答弁です。要するに、意見のご指摘を踏まえた上策定したとの答弁でした。まるで、手品師のような答弁です。さっぱり分かりません。はっきり分かるようにお答えください。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

私、ちょっと質問の趣旨がよく分からないので、もっと具体的に言っていただけますか。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私はきちんとした質問をしたつもりなので、尾上町長の考え方がどうかしているのではな

いですか。

次の質問に入ります。

令和3年3月の議会で、紀北町が参考にした条例名を聞きました。

尾上町長は、条例名を言わずに関東地方の県条例、市町村条例を参考にしたと答弁しました。関東地方の自治体には、紀北町の条例のように18項目の欠陥がある条例はありません。

この答弁は、調査不足か嘘です。はっきりした答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

参考にしたというのは、いろいろな地域の条例を参考にさせていただきましたので、これ何の嘘でもないですけれども、言葉の本当のこれだけの部分を切り取ってされれば、どんな解釈もできますので、我々恐らくその説明の前後も踏まえて参考にしたということをおっしゃっていただいております。また、条例名についても環境宣言や「自然と共生の町」宣言に遵守したような条例をつくっていくということで、いろいろ説明はさせていただいております。そういうことからすると、この参考にしたということ自体だけ取り上げられると、なんとも答えにくいですね。

瀧本攻議長

ちょっとかみ合わんのでね、18項目のどれとどれと、ちょっと言ったってください。

3番 柴田洋巳議員

さきほど4つ、5つ言ったじゃないですか。

瀧本攻議長

全部言ったらいい。

3番 柴田洋巳議員

いや、時間ないので。時間止めてくれたらいいですよ。

瀧本攻議長

時間はあげますよ。あげますよ。1分やそこら、1分ぐらいは。

今、止めています。

3番 柴田洋巳議員

持ってこなかった。

瀧本攻議長

頭の中に入っていないですか。

3番 柴田洋巳議員

いや、入っていない18項目もあるんだもの。

あっちのほうには置いてあるので、終わったらファクス入れますよ。

瀧本攻議長

そうしてください。

3番 柴田洋巳議員

じゃ、そういうことで。

瀧本攻議長

できるだけかみ合うようにしたっていただきたい。

よろしく。

3番 柴田洋巳議員

それじゃ、始めます。

(3) 清流三戸川脇の30万羽養鶏場建設について。

銚子川には人がたくさん来ます。三戸川は来ません。これは、尾上町長がいろいろな理由をつけ、30万羽の養鶏場を建設したこと、もう一つは、無秩序に太陽光発電パネルを設置を許したことです。

去る9月3日、三戸川を視察しましたが、養鶏場に近づくと、鶏糞の臭いがします。このまま放置するのですか。

これで質問はかみ合いますか。

瀧本攻議長

議員、これは合うと思うよ。

尾上町長。

尾上壽一町長

鶏舎なので鶏糞の臭いはすると思います。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

あれで、議長よろしいですか。ああいう答弁で。

瀧本攻議長

ちょっと待ってください。

町長、その30万羽をあの場へつくったのが、柴田議員は違法とは言わんけれども、適法じゃないかということを言われているわけですね。

臭いするのはこんな当たり前の話で、それに対して答弁したってください。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

最新施設を導入した養鶏施設でございますので、その集約化と規模拡大による効率的な鶏卵生産、それに伴う雇用の確保を加えて周辺環境に配慮した施設として建設していただいているものと思っております。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今日の最初の質問は、検証するということですので、深く追求するつもりは私、ありません。検証ですから、はっきりさせると。

それから、紀北町の8か所に埋立てられた改良土、建設土と熱海土石流事件について、熱海市土石流事件は、27人の犠牲者とたくさんの建物が流出しました。一方、紀北町に埋立てられた8か所のうち4か所は崩落の心配があります。しかし、このことよりも、山、川、海が汚れる心配です。私は、これらの土壌検査を町会議員になる前から調査団を編成して、あらゆる検査をすべきであると言いつけてまいりました。これは、尾上町長として一番大事な町民の生命、財産を守り、安全で安心な暮らしができる生活環境を守る、このことではないかと思いますが、どうして町長の大事な役割を果たしていないのですが。心配でたまりません。ご答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

我々も心配とか不安があるので、パトロール等をさせていただいております。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

それで駄目だから、私はこうやって調査団を派遣して徹底的な検査をしてほしいと、そう

言っているんです。

次に入ります。

東紀州5市町広域ごみ処理施設組合加入について、ごみ処理施設建設の一番大事な基本計画を委嘱する技術提案型プロポーザル審査を、5市町の環境管理課の職員だけで審査をしました。それぞれの職員の能力や審査基準も明らかになっておりません。このように、バールに包まれた選定、審査は、今後に大きな問題を残します。したがって、今回の基本計画策定業務のプロポーザル審査員、それから審査基準、そして、主な契約、業務内容を説明してください。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたさせます。

瀧本攻議長

宮本忠宜環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

東紀州環境施設組合で実施しました基本計画及び環境影響調査の業務、これについての入札の件につきましては、公募型のプロポーザルで入札を行っております。

審査につきましては、審査する審査委員会をつくりまして、確かに議員の言われたように、その審査委員には各構成する5市町の環境課の職員が入っております。業務の内容につきましては、基本計画の策定と環境影響調査を業務の内容としております。審査につきましては、どういう審査であったかということですが、公募型のプロポーザルということで、それぞれ3者応募がございましたが、3者からスケジュール、業務を推進するための体制、今後ごみの処理方式等を決める上での手順の提案の方法とか、あと参考となる見積り金額とか、そういう部分を提案を会社名を抜きにまず提案を受けまして、それをそれぞれ点数化して審査を行っております。その結果、1者に契約が決定したというものでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私、さきほど質問したのは、審査基準がどうなっているかと、その辺どうですか。

瀧本攻議長

宮本忠宜環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

審査基準でございますが、スケジュールの提案、どういうふうな効果的なスケジュールで業務を進めるかでありますとか、処理方法を決める上でのこういう検討を行いたいとか、そういう提案型に対し、それぞれそれを点数化しまして、その点数の多い部分で業者を決定したという次第でございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

このような場合、審査基準というか、書類があるのですよ。だから入札が何点とかどうのこうのと。そういうのはなかったのですか。

瀧本攻議長

宮本忠宜環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

審査につきましては、それぞれ先ほど申しましたスケジュールとか業務の体制とか、そういう部分を点数化しております。A社は何点、B社は何点と。それぞれ各項目ごとにそれを点数化しまして、それを合計しまして、一番点数の高いところが決定というような流れで審査しております。

そういうことでありますので、議員の言われましたように、審査につきましては、そういう基準、提案がよかったとか、よくなかったとか、そういう部分を点数化して、それを集計して決定をいたしたところでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私はなぜこれを追求しているかという、紀北町でもやっぱりプロポーザルとか、そういうことで設計会社とかいろんなこととして決める場合があるのです。そういうことをこれからやっぱり実行してもらいたいということで質問しているわけです。

それから、後でも結構なので、そのペーパーがありましたら、普通あるんですよ、審査基準を書いた。それがあれば出してください。

(5) 町民センター海山図書室解体に伴う5,608万円の不必要な支出と、間違った旧引本小学校の活用について。

このことを一言で言いますと、図書室を旧ふなつ幼稚園にするのが正しかったと私は思っています。また、引本の再生、引本のまちづくりは、引本小の歴史的木造校舎、それと隣接する体育館校舎、また、引本一広い運動場、そして、レトロな引本の町並み、引本湾の海苔や魚の養殖、釣堀、貸しボート、これらを題材にして2,000万円ぐらいのお金で、2年ぐらいかけた計画を練ることを、私は提案しましたがけれども、まちづくりの専門家ではない尾上町長の社協による福祉のまちづくりで進めております。

尾上町政の3期目の中で、この政策が一番私は問題があると思っています。反省の答弁がありましたらお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

まず、この引本地区の旧引本小学校のことでございますけれども、少子高齢化が進む紀北町で支え、安心して暮らせるまちづくり、この実現のために高齢者を地域全体で支える体制づくりを目指しております。

様々な分野における社会資源の活用を図るとともに、ボランティア活動や支え合いなど、地域住民も参画していただき、高齢者を支援するための体制をつくらなければならないと考えて、引本地区を地域共生社会実現のモデル地区にしたいという思いから、社会福祉協議会と移転を検討したところでございます。令和3年1月に社会福祉協議会海山支所が移転して業務を開始しております。

今後も住民の皆さんが気楽に立ち寄り、交流できる集いの場として活用していただくため、町としても支援していきたいと、そのような考えでございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私は40年間、建築設計所にいながらまちづくりも勉強してきました。だけれども、これは町長はああやって言っているのだからしょうがないのですけれども、やっぱりまちづくりと

いうのはそんなに、例えば、社協という組織は地域の人たちの福祉的なことを支え合う事業を主にしているわけです。まちづくりは全くこれまで体験していないと思います。そういうことで私は、尾上町長にもうちょっと考えを広めて取り組んでいただきたかったと思っています。

これはこれからも、そういうまちづくりがいっぱいありますので、そういうことを大事にした政策を続けていただきたいと、そう思っている次第でございます。

以上です。

瀧本攻議長

ここで昼食のため、休憩にはいります。

よろしいですか。

それじゃ、1時まで休憩といたします。

(午後 0時 00分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

午前中お話ししましたように、4番の質問を2番に繰り上げます。

公共建築物は町や地域の顔、シンボル、宝であるがということに対する質問です。

それで上里福祉会館改築設計を例にとると、こういう内容で質問をさせていただきます。

このような建物になる大きな原因の一つは、設計事務所や建築家を決めるのに一番悪い方法である入札で決めていることです。しかも、上里福祉会館改築設計の場合、予定価格479

万2,000円の66%、金額で言うと320万円、これはダンピング価格です。そして、この価格は、最低制限価格ドンピシャリでありました。しかも、2者が入札しておりました。これは最低制限価格が漏れていたか、あるいは計算方法が漏れていたと思われていても仕方ありません。

尾上町長、入札で設計事務所や建築家を決めるこんなばかな上里福祉会館が最後にして、規模の大小に関係なく、匿名や技術提案型プロポーザルで発注してください。このことによって、設計事務所や建築家の意欲が高まり、ダンピング受注がなくなりますので、収入が上がり、町や地域の顔、シンボル、宝となる建築があちこちに出現し、特色あるまちづくりが可能となります。

この私の考えについて、尾上町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

公共施設の建設についてご質問いただきました。

我々といたしましては、用途が一定決まっているような施設、地区集会所等の改築等は、これまでも指名競争入札により業者を選定しております。町内の設計業者にて実施できるものは、町内業者の指名競争入札によって選定をしているところでございます。

地区集会での整備や、自治会の皆様とともに最良の集会所となるよう十分に協議を行い、ご意見を設計に取り入れ、一緒に造り上げていくため、設計業者からの提案によるプロポーザル方式ではなく指名競争入札により町内の設計業者を選定し、整備を行っているところでございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

これから上里福祉会館の設計がどういう進め方をしているか、それはまた細かく言いますけれども、とにかく、今の上里の福祉会館の設計は使い物にならないとんでもない設計になっております。その原因の一つは、設計をするために必要な基本的な調査が紀北町は行っていないと、そういうことです。公共建築を設計する上で一番大事なことは、規模の大小に関係なく、建設の理念、目的、建物の機能、建設や周辺的环境や特殊事業、地域の文化、歴史、地元の要望等をまとめた基本構想の作成が絶対必要ですが、紀北町はこれをつくっておりません。また、様々な人たちの考えを聞くワークショップも導入しておりません。

2つ目は、床の高さを1 m上げるとんでもない間違いをやっております。

先日、松永剛監査委員は、豪雨から町民の命、財産を守るため、再度点検をしなければならぬと所見を述べられました。私はこの所見に加え、新しく正しい情報を取り入れることを強調いたします。

この理由は、平成16年9月28日発生した船津川の氾濫による大水害の後、町長、聞いてくださいよ。大水害の後、三重県は70億円の巨費を投じ、船津川の砂利を取り、川底を下げ、堤防の高さを上げ、幅を広げ、頑丈な堤防にしました。この大工事により、1000年に一度起こるかもしれない1日1,212mmの豪雨を想定した洪水浸水想定区域図を作成しました。

この区域図によりますと、上里福祉会館の周辺は全く浸水の心配はありません。これは、危機管理課長も知っていると思います。このことの1つの事例として、近くには平成27年に完成した紀北作業所がありますが、建物の基礎30cmを上げただけです。では、なぜこのような1 m上げるといふバカなことをやっているのか、それは上里自治会長が令和2年11月30日、尾上町長に届けた思いつきを並べたような要望と、公共建築設計の経験がないと思われる人が作成した平面図を尾上町長がそのまま受け取ってしまったことです。このときに尾上町長が、洪水浸水想定図面があり、上里福祉会館が浸水の心配が全くないよと、何でこんな1 mも上げたことを要望してくると、そういうことを、尾上町長がこのときに言うべきでした。これは尾上町長の重大な過失です。

3つ目は、バリアフリーについて大きな間違いをしております。建物の中だけではなく、敷地内はもちろん、建物に出入りする玄関、非常口には、階段もスロープも設けなくてもいい、これがバリアフリーの基本です。

4つ目は、設計の進め方が基本的に間違っている。先ほども言いましたけれども、令和2年11月30日、上里自治会長が尾上町長に提出したイメージ図は、公共建築設計の経験がない人が作成しました。これを紀北町が、住民の総意であると勝手に解釈、設計事務所に参考にしてほしいと頼んだに違いありません。その証拠は、契約1か月後に行われた紀北町、上里自治会、設計事務所、3者の第1回の会議に設計事務所が出した図面は、上里自治会長が尾上町長に提出したイメージ図、平面図ですね。これと全く丸写しの図面でした。こんな図面を書くようでは、設計事務所に委託する意味がありません。このほか、敷地全体の活用、駐車台数、木造建築についてもとんでもない考え方、こんなことで、現在の上里福祉会館が進んでおります。この設計と工事の発注者は紀北町です。このような状況を、紀北町はどういうふうに見ているのか。こういう設計で建物ができるとしますと、公共建築は町の地域の顔、

シンボル、宝が全然出来上がりません。

上里福祉会館建設の設計は、ただいま述べましたとおり基本構想がない、必要もないのに床を1 m上げている、パブリックコメントも理解していない、敷地全体の有効活用も考えていない、木造建築の考えが根本的に間違っている。このままでは、貧相で使い物にならない建物ができます。税金の無駄遣いです。建物は絵や彫刻のように、失敗したら倉庫に入れておくわけにはいきません。設計を白紙に戻していただきたいと思います。

それで、先ほど私が申しあげました貧相な建物というのはどういうことかと言いますと、尾上町長、見てください。これが現在の上里福祉会館の立面図です。これよく見ておいてください、皆さん。ところが、私がいろいろこれまで建築設計事務所で養ったこの建物に対する目線は、こういう建物がいいと、これは内部ですけれどもね、それからこういう緑に囲まれた建物、それから、木造建築においても、こういうデザイン。ちょっとよく見てくださいよ。ところが、先ほどの、これが私が設計事務所40年の経験で身につけた、こういう建物がいいとそういうふうに私思っています。

こんなようなことで、先ほどの床を1 m上げると、そういうこの1 m上げるということは、どういう建物になるかというのを尾上町長ご存じですか。そんなことで、今、私、いろんなことを言いました。このままじゃ、使い物にならない建物ができます。白紙に戻してください。ご答弁ください。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

今、柴田議員、大変本当に言いたくないですけども、上里地区の方、区長さんをはじめ、大変酷いお言葉ではないかと私は素直に感じました。

我々は集会所を建てる上で重要なことは、やっぱり地域の方がお使いいただくのです。だから、地域の方の意見を十分取り入れて、設計士と地域の方と入って、一定の予算の中でどういうものをつくっていけばいいかということを、私はしっかりと今も話し合っていますし、区長さんをはじめ、建設委員会の皆さんとも話して、皆さんのご同意を得た上でやりますよというお話をさせていただいております。それと今、柴田さんにお示しいただいた、確かにそれはいろいろな形、制約をかけなければいろいろな形があると思います。土地の問題とか、金額の問題とか、いろいろ考えなければ何でもできると思います。ただ、私、3月定例会の委員会でちょっと委員長報告を見てびっくりしたのですけれども、上里集会所の取壊しに

2,000万円、建設費に3億円という発言、議員していたんです。委員長報告で見せていただいたら。とても1地区の集会所に3億円という建て方はできません。それぞれの人口規模に見合った建設費を入れて、その範囲の中で地元住民の意見を聞きながら、なるべく使いやすい集会所を造る、そういう姿勢でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

尾上町長、今のこのままで建物ずっと設計を続けて、建物を建てて、それでいいわけですね。質問します。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

基本的に、先ほど申した答弁と全く一緒でございます。

建設委員、区長さんはじめ、区の方、建設委員会の皆様、了承は得たらそのまま建設に来年度予算をかけていきたいなどそのように思っておりますので、そのときには議員の皆さんのご理解をいただきたいと思います。

まず、その委員会でも、建設に3億円という発言があったので、集会所で今まで3億円かけたものはございません。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3億円の話、ちょっとよく何の話か分かりませんが。

このままじゃ建物が出来上がって、使い物にならない建物ができて、尾上町長、あなたは責任持てますか、それを最後に質問しておきます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

使い物にならないというのが、議員から見ればどういう状態を言うのかも分かりませんが、我々は地域の皆さんの意見を取り入れて建設をしていきたいということです。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今のは言い逃れですよ。先ほど私言いましたでしょ、設計も、建設も、紀北町の予算でやっているんですよ。もう一遍その辺のことを含めて。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりです。議会の議決をいただいて、初めて実行ができますので、その中で、やはりほかの地区集会所とのバランス等もございますので、そして場所についても上里地区の方が長年考えて、あそこがいいということで、何年も考えていました。そういうこともありますので、我々は地区の集会所は、やはり地区の人が最終的には意思を決定しながら、我々はその地区の人たちの意見をしっかりと取り入れた建築物を、集会所を建設するのが我々の仕事だと思っています。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

あと2つ質問をしようと思ったのですが、尾上町長の答弁がとんでもない答弁なので、時間を取られました。そういうことで、もう1つだけそれじゃ質問いたします。

質問3、尾上町長が新型コロナワクチン接種会場にいつもいることについて。

私は入り浸りと言っていましたけれども、議会事務局で修正されました。ワクチン接種は医療関係者や高齢者からという順番が決められていたが、尾上町長は勝手な解釈でずるをした。このための罪滅ぼしか、それとも10月の選挙に向けての事前活動か、答弁ください。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

このワクチン接種については、集団接種を円滑に進めるために、役場職員2交替で動員して、全庁で取り組んでいるところでございます。

私は、ワクチン会場にいる理由については、町民の命と健康を守る、こういう使命感の元会場にいるわけでございます。それと、新型コロナウイルス感染拡大は大災害の規模だと思っております。こういうことを、感染拡大防止の対応、ワクチン接種の陣頭指揮に立つのは、

町長としての使命であり、当然の行為であります。また、副町長や教育長も私と同様に、時間の許す限り接種会場に出向き、接種業務の手伝いに参加するとともに、職員と意見を出し合い、円滑なワクチン接種に向け、業務の様々な点において改善に取り組んでおります。

物事の在り方について、捉え方について、誤解、曲解、歪曲というのがございます。どうも、私は歪曲のように聞こえてしようがありません。

瀧本攻議長

時間ないんで。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

9秒を残しまして終わります。

瀧本攻議長

ご苦労さんでした。

これで柴田洋巳君の質問を終わります。

瀧本攻議長

次に、7番 奥村仁君の発言を許します。

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

7番、奥村仁、議長の許可をいただきましたので、通告のとおり、令和3年9月議会における一般質問をさせていただきます。

パネル資料については、あらかじめ議長に許可をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっとマスクを外させていただきます。

つい先日まで、半袖のワイシャツでも汗をかいていたと思えば、この数日は朝晩の冷え込みに掛け布団を探すようになりました。季節の移り変わりとともに、住民生活での心配事も変化していくもので、今年も台風等による大雨、災害への対策や備えが心配になる時期になってまいりました。

そこで、今回は銚子川、船津川の河口閉塞と、漁業、流域住民への影響について、長年行

ってきた対策の内容や効果、河床掘削事業などに伴う残土処理の適正性、過去の水害に学ぶ対策の進行状況、白石湖や引本湾内の漁業振興への影響など、三重県との連携状況や長期の計画について議論したいと思います。

今回、この質問をするに至った経緯ですが、今年の6月頃、白石湖の潮位が下がりにくいこと、淡水が入り過ぎて海水が入れ替わらない状況について、養殖カキの生育など大きな影響があるのではないか、また、大雨が降った場合、排水が悪く、地域への浸水被害を懸念するとの声をいただいたことではありますが、三重県においては、排水誘導をさせるだけの土砂の撤去工事をさせるとの回答もありながら、8月に入るも撤去がなされず、反対に河口全体が、高さ2m以上も堆積した土砂で閉塞してしまいました。そのときの状況、8月9日の状況です。このように河口がしっかりと閉塞してしまっていた状態でありました。

9日までの降雨により、両河川の増水もあったことで、満潮に近い時間に河口付近を確認し、満潮時の閉塞と河川の排水状況を確認し、カキの養殖所では昼の干潮時と夕方の満潮時の潮位の変動がほとんどないことを確認いたしました。そのときの干潮時、これがカキ場の干潮時の画像です。大潮の干潮なので、実際いつもの年であったら底が見えるほど引いてしまう、そういうようなものだと聞いております。こちらが満潮時なので、カキの仕事場の上まで潮が乗ってしまっている、カキの仕事場の中まで入っている、そういうような状態が満潮時で、満潮時と干潮時の差が1mぐらいしかないような状態だったと思います。

10日の干潮時には、高浜海岸から小山海岸を眺めると、まるで天橋立かと思うほどの景色で、住民の方の中には、観光スポットになるのではないかとつぶやく人もいるほどでありました。その画像ですが、これが高浜海岸から見た画像になります。ここに小さく写っているのが人なので、この高さがかなり高く積もっている、そのような状態かと推測できます。そのときは、県議へも再度要望をして、町長からの県への町民を守るために緊急に撤去の要望を出していただいたこともあって、11日には撤去作業が始まりました。それで、11日の夕方、少しだけ閉塞部分に水路ができた状態で、その途端、白石湖の水位は一気に下がり始め、ふだんのおりの、ある程度底にあたる部分まで潮が引いていった、そういうような状態になりました。その時の画像ですが、これが8月11日の6時10分。これが船津川の左岸、渡りのところにライブカメラがついています、そのライブカメラから見た画像を取らせていただきました。

その状況の中で、この2つの河川の河口閉塞については、平成26年、平成27年に先輩議員が一般質問をしていること、また、平成26年には、町長と知事の1対1対談で、町長からの

要望、現場を見ていただいた後の知事からの回答、そのこともあり現在においても河口の土砂撤去を継続して行っていることも理解した上で、改めて、ここ数年で急激に変化してきた原因や、長年において対応方針が定まらない要因について、質問をしていきたいと思えます。

それでは、河口閉塞が起こる原因と現在の対応策についてお聞きいたします。

まずは、2つの河川の河口と面している湾の地形と、現在行っている河口の土砂撤去の有効性について質問いたします。

私は、この河口に土砂が集まってくる原因は、河口の両側にある小山海岸と高浜海岸や湾全体の地形にあると、こう思っています。実際に両海岸に押し寄せる波を見ていると、ちょうど真ん中辺りで、河口でぶつかっています。ものすごい力で動く海水により、付近の海底にある土砂などは、台風や時化などにより数日で海岸が形成されてしまいます。

先輩方にお聞きすると、もともと河口は引本にあったとのことでしたので、郷土資料館でお聞きした上で海山町史などを見ていると、確かに、明治34年当時の村長が描かれたという河口図が載っております。これが、当時の村長さんがその高浜辺り、引本の河口を描かれたものであります。今は、ここら辺が小山の海岸側で銚子川と船津川があつて、ここが抜けている状態で、これが、高浜海岸がもっと引本の町のほうに寄っているというような状況ですが、当時は銚子川の右岸がそのまま引本のほうまで延びている、そういうような状態だったと思えます。

このようにいろんな資料を見ていると、人工物がなかった頃の自然がつくり出す地形として高浜海岸はもっと沖にあり、銚子川の右岸であったことが想像できるわけであります。後の大正2年から要望活動により、大正7年に県により引本の海岸堤防の建設が始まり、銚子川と船津川の河口が分離されることになったとされています。このことから、この地形は簡単に人の手を加えても、自然の大きな力を抑え切ることは難しいことが分かります。

以上のことから、町として地形を考えた中で、現在の土砂撤去がどれぐらい有効だと考えておられるかお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えをいたします。

議員、本当にたくさん勉強されていたので、私もそういう手描きの図面も初めて見させて

いただきまして、以前、船津川が手を加えられた川であるということはお聞きしてはいたんですが、いろんな諸事情でいろんな手が加えられながら今の現状にあるというようなことを前提にいたしまして、お答えをさせていただきます。

まず、河口閉塞が起こる原因については、県の説明によると、船津川と銚子川の河口部は2つの河川が合流しており、尾鷲湾の潮流や波浪の影響を受けることから河口付近の土砂は極めて複雑な動きをするため、過去には台風前後に度々河口閉塞が発生している状況もありますが、河口閉塞が起こる原因については、大変複雑で以前からの調査においてもなかなか特定できないものだとお聞きしております。しかし、恐らくは主に銚子川から流出した土砂が河口部の海岸域に堆積し、その堆積した土砂が波の力により河口部に押し戻されることによりまして、河口閉塞が助長されるものとのことであります。

今の土砂撤去の有効性でございますが、私もこれは以前からいろいろと要望させていただいて、特に知事との1対1対談では、24年度には河川の土砂取り、銚子川とか船津川、赤羽川の要望させていただきまして、抜本的な調査をして抜本的な工事をしてくださいというのが、26年の1対1対談のことでございます。知事からも調査をしてやるよということがあって、県の建設事務所のほうは様々な調査を実施していただきました。

しかしながら、対策、対応策というのが、この8月にしたような掘削工事、開削工事のように、維持、浚渫を行っていくことが周辺環境への負荷も少ないし、有効ではないかというような考えに至ったということでございます。その報告を私も受けたんですが、それならば河口の閉塞をしないように撤去のお願いをしたところでございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

三重県においても、この河口付近の地形がかなり複雑で、どのような原因があって、どういふふうにいるんな堆積した土砂が動いていくのかというのをしっかり特定ができていないというのが現状なのだと思います。26年に、町長からも1対1対談でいろんなことを知事にも要望されました。その中でも、抜本的な対策をしていくというところで知事も答えられてはいるのですが、その抜本的な対策というところの中からも既に何年かたっているわけですから、その後の対策というのは、実際にはどのような形で対策を進められてきているのか、答えていただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実的な話、対策等について抜本的な対策は、今行われておりません。浚渫、そういう形で今行われているのが現状でございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

毎年、河口が詰まってきたら土砂を取るというようなことで、何とか対策、対応をしているのが現状だと思います。

それでは、次に、河口閉塞により想定される被害について質問をいたします。

河口が閉塞ぎみになると今回のように海水と淡水の出入りが悪くなり、当町の特産品でもある渡利ガキや引本湾でのマダイ、アオサノリの育成に影響があるとも言われております。そして、内水面漁業としては、アユの遡上に大きな影響があるはずだと言われております。これは、町長が26年の1対1対談でも知事に申し上げている内容だったと思います。

漁業だけではなく大変心配なのは、大雨の増水が満潮と重なること、平成16年の大水害のときのような災害を引き起こす原因になってしまうことだと思います。様々な影響として内水面漁業への影響と、土砂撤去時期の把握の実施状況、河口閉塞時に湾内に向けた水路から湾内に流れ込む濁水とごみによる養殖業への影響の把握、大雨時の河川氾濫や排水不足による内水氾濫などへの影響についてお聞きします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

基本的に、河口閉塞することによって、大雨になったらまた違うんですけども、一定の雨降ったときに、今写真にもあったカキ場が浸水するというのはこれまでもありました。そういう状況はカキ業者の方からもお聞きしております。

また、内水面については、河口が閉塞するというところでございますので、銚子川漁協が漁業権持っております、アユとアマゴ、2種類の漁業権取得しているんですが、アユは、稚魚については2月から3月にかけて河口域から徐々に遡上を始めて成長していきます。また、中流や上流で育ち成長したアユは、11月頃産卵のために下流に下り、下流域の瀬で産卵をすると、そのように言われております。そのため、アユが海から遡上を始める2月から3月に

かけて、河口域はアユの成長にとって大変大切な時期になろうかと思えます。

カキ養殖については、これも私、養殖業者からも聞いておりますが、渡利のカキは汽水域で海水と淡水が、川の水のある状況でして、籠の吊り下げをもって調整しているということで、もう本当に大変苦勞をかけながら育てる状況でございますので、これについても河口閉塞は大きな影響があろうかと思えます。

大雨は、先ほど申し上げたように、大雨というよりむしろ一定の雨が降ったときに閉塞していると、そこが白石湖の水面を押し上げて出るところが高浜の後ろの川しかなくなりまして、潮の上げ下げだけれども、すごい瀬ができるほどの状況ですので、いかにこの河口閉塞がいろいろなものに影響を与えるかということを確認しております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

内水面に関しては、2月、3月、4月あたりのアユの遡上に影響がある。これについても、関連性があるのかどうかというのをかなり前に答えられておる内容は、ちょっと微妙なものであったんですけれども、これについては、あるのではないかというふうに思いますので、浚渫、河口の掘削をして遡上を促すとなると、この時期に空けていけないといけないというものもあると思います。なので、台風シーズン、どの時期にどうするのかというのも抜本的な対策というのを、計画を立てるべきなんだなというふうに思っております。

あと、カキについては、淡水が多くなるとやはり下に下ろして海水のところまで下げる、下げたところで今回のように潮水の出入りが少ないと、酸欠した潮水、海水になるので、それで窒息してしまうというような現象が出ている。それが今回の緊急に河口を空けていただくというものに繋がったんだと思うんですけれども、昨年はいろんなカキの病気も発生いたしました。その中でこういうことも影響が出るとるのではないかなというようにございますが、そちらのほうについてはいかがお考えですか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

以前答えたときにも、なかなか特定はできないような話を答えたのではないかなと、因果関係ですね。そのように記憶していますけれども、私個人的にはやっぱり河口閉塞は大きな影響を与えるとは思っています。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

いろんな養殖業に対して影響が出てしまう河口閉塞だと思います。対策をしっかりと考えていく、それが必要なというふうに再度申し述べておきます。

次に、河口から沖に向けての土砂の堆積状況について、今後の対策をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。漁業者の方に聞くと、高浜海岸や小山海岸の沖については、年々浅くなっており、引本湾の入り口も浅くなっているのではないかとと言われております。確かに、グーグルマップなどを見ても、その辺りはやはり海の色に違いがあるのが分かります。

この問題については、平成26年の、先ほどから言っている先輩議員の一般質問の答弁で、1対1対談の結果として、県により音響測深機による河口と小山海岸、高浜海岸の沿岸部の海底地形調査、引本港につながる水路の河川断面の地形調査を行うと答えられておりますが、それから7年ほどたっております。先ほども抜本的な対策が行われていないという答弁でしたが、調査についていつ頃どのように行われ、多分行われていないのかと思いますが、県のほうで行われているようであれば、その報告を受けているのかどうかということでお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

議員、音響調査なんかしたのは事実ですし、それによって導き出されたのが、先ほど申し上げたように、ちょっと原因が分かりにくいという話です。それともう一つ私からも質問して聞いたんですけども、こうしたらどうや、ああしたらどうやと素人なりに話させてもらいました。先ほど議員がおっしゃっていただいたように、以前の船津川と銚子川の流れの道、自然なものがあって、それに人工的に手を加えることによって今のような形になってしているということで、こういう人工的な施策を打てばこうきっちりなるというのが、どうもその時点では話が確定できないというのが県の説明でございました。そういう中での現状、今の状況だと思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

県のほうも、結局、特定するのは難しいんだと思います。いろんな石とかをどこへどう置いていくかというのを発信装置みたいな、チェック入れられるようなものをして、どう動くかというチェックまでできないという形であるので、難しいものなんだなというふうには思っています。

また、三重県の建設事務所流域課にて、河口の浚渫と銚子川の河床掘削、土砂の搬入状況について確認してまいりました。県では、平成26年から令和2年まで、浚渫土砂と河床掘削土砂を高浜海岸へ搬入してきました。延べ4万9,000m³であります。そのうち河床掘削土砂が運び込まれたのが、令和元年から2年にかけて、養浜工としての2万5,900m³であります。これに関しては、地元、引本の方々の住民による浸食の被害防止の要望を受けてのことだったというふうにも聞いておりますので、大切な事業だったと思います。

ただ、この搬入量に対し、現在残っている土砂は約1万7,100m³とのことで、8,800m³が波により流失したり、いろんなどころへ移動したり、そういうような状況になっていますということで報告を受けました。これについては、搬入が始まってからすぐ浸食が始まっていたと思います。現場でも見て、崩れていく姿を確認させていただいております。浸食が激しい海岸を守るために土砂を搬入するに当たり、シートパイルや消波ブロックなどもなしに、砂利で護岸を形成していくものは、すぐになくなってしまうということを県も考えていなかったのか、不思議でならない。そういうような事業だというふうに思うんですが、今年の急激な河口閉塞については、この流失したり動いていたり、そのような土砂が原因をつくっているといっても過言ではないのではないかなというふうに思います。町の見解としてどのようにこれを見ているのかお聞きしたいと思います。

また、平成26年の先輩議員の答弁では、河口閉塞を解消する抜本的な対策を県に要望されていると答えられています。先ほどからも答えていただいているので、このことについては、県に要望はしているところで、毎年浚渫をしていただいている、そういうふうに捉えておりますので、答弁はいいかと思います。

今の状況を見ていると抜本的な対策どころか、反対に河口閉塞を助長しているかのように感じることもあるのですが、それについていかがですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に、私もいろいろ動きを見erると思います。特に小山なんかでも、土を寄せて急な小山の浜になっている。我々の小さい頃とは全然感覚的には違うので、高浜のほうも同じです。波でさらわれながら、急な深みからなだらかな深みになるとか、そういうことがある。しかしながら一方、海の中へ入れば、先ほどの、波の力で押し戻されるというのもあるので、このところが大変難しい問題ではないかなと思います。

県のほうも、流出した量が一定に量られているみたいなので、それに対してどういう動きをしているかということの調査も始めていくと聞いています。ただ、また戻るんですけども、人工物を入れればどういう動きになるか、潜堤もよかれと思って入れても浜が痩せたり、いろいろ別の問題も起きたりしますので、そういうのも調査していくように伺っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

県のほうもこれに関しては、町長答弁されたように何らかの対策ができるのかどうかというのが多分分からない中で、人工物をつくったときの弊害が反対にどこへ出てしまうかとか、シミュレーションを、いろんなことをされているのかなと思うんですけども、そのされている姿が我々に見えてこないというのがあって、実際見えてくるのは、河口が閉塞してしまう。

先ほども画像を見ていただいたんですけども、最終的な画像、開いたのが、8月25日に撮った画像があるんですけども、今朝見た画像では、その画像からもう既にかかなり変形してしまっているという状態なので、かなりこれは難しいテーマなのかなというふうにも思うのですが、何らかの形でやっていかないと、高浜海岸、小山海岸、河口閉塞だけではなくて引本湾、矢口湾の漁業にもかなり影響が出てくるふうにも思われる。

そして、この約8,800㎡がどこかへ行ってしまっているというところを考えると、漁業者に関しては、湾の中の海水の流れが悪くなる、出入りが悪くなるということで、何かあったときにそこに責任を持っていきたくなるというか、その責任にたたくなくなってしまうというか、そういうようなことが出てくると思います。なので、やはりああいうところに入れていくときには、もともとの状況で変化していく状況をしっかりと確認しながら事業をやっていかなければならない、これは県の事業なので県のほうに言わざるを得ないんですけども、町長のほうからもしっかりと県のほうに要望していただきながら、調査進めていただくようお願いしたいと思います。

高浜海岸、これ8,800㎡流失してまた痩せているわけですが、これについては、地元、引本住民の方が要望されて不安なところで、海岸を養浜していただくというような事業であったと思うので、何らかの形で流出しない方法で再度進めていただくのか、何か考えていただかなければならないというふうにも思いますので、それも重ねて検討をしていただきたいと思います。

今回は緊急的に対応していただいて、河口閉塞の撤去のおかげで、この台風シーズン前に流域住民においては少し安心ができたと思いますが、この問題は今後もずっと続いていくものと思います。どこの部署がいつまでにどのような対策をつくっていくのか、漁業への影響や自然生態系などへの影響はどうなるのか、もっと横のつながりも大切にし、湾や地域全体の自治会や事業者とも調整した上で、しっかりと取り組んでいただくことが大切だと思います。それについて先ほどの部分と、答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地形が変更していく、台風の際にとか、いろいろあります。私、自分の私見なんですけれども、雨が多く降らない台風のとくに、河口閉塞が起きるような気がします。波で寄せられて川からの砂が水の水量で押し流されないということで、雨の降らない台風の後を見ると、結構そういう状況に、盛り上がり加減になっているなというのを、雨が降ると結構流されて行くのですが、そういうジレンマもありますし、海の中でどういう砂が動いているかというのもなかなか把握しにくいというのが、今県の実情じゃないかと思いますが、県は、基本的にはまだ調査を続けていくということなんで、我々町といたしましても、いろいろ目視等も含めていろいろと見せていただいて、県にもこういう状況ですよということをどんどん伝えさせていただいて、特に河口閉塞については、十分町も認識して、定期的に監視しながら県のほうにも要望していきたいと思うし、閉塞が近くなっていたらそういう要望もしていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

県のほうへのしっかりとした要望と、あとその監視なんだと思います。今回のように、あの状態になってしまうまで何もできないということではなくて、今回の浚渫のやり方でいく

と、かなり予算が少なく済んでいるというふうに県からも聞いていますので、ああいうふうなやり方でやりながら、大雨のときに少しでも河口が広がっていく、それも期待しながらやっていく必要があると思いますので、河口付近のこと、ライブカメラもありますので県も見ていると思うんですけども、しっかりと対応できるような体制を、計画をつくって、県の計画と一緒にやっていただきたいと強く申し述べて、令和3年9月定例会におきます一般質問を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで奥村仁君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、2時15分まで休憩といたします。

(午後 1時 58分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、引き続き会議を開きます。

(午後 2時 15分)

尾上壽一町長

次に、5番、大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

5番、大西瑞香でございます。

議長の許可を得ましたので、9月議会一般質問を始めさせていただきます。

今回は、子どもが輝く未来のまちづくりについて、2点について質問をいたします。

1点目は、未来につなぐ人材確保のための奨学金返還支援事業について。

国・県、市町村の奨学金返還支援事業の現制度と今後の若者の定住促進と人材の確保について。

2点目、紀北町子ども条例の制定について。

1点ずつ、質問をさせていただきます。

では、1点目の質問、未来につなぐ人材確保のための奨学金返還支援事業について質問いたします。

当町におきましても、少子化対策は根本的な解決策はなかなかなく、教育関係、若者の定住促進等のできる施策を展開しています。今回は、教育施策からの人材確保について伺います。家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちに教育の機会を平等に与えることは大切な観点です。国においては、要件を満たす世帯の学生を支援する返済不要な給付型奨学金が、2018年度から本格的に実施をされました。また、無利子奨学金についても、低所得者世帯の学生を対象に2017年度入学の大学、専門学校などへの進学者から、成績要件が撤廃されました。卒業後の返済についても、所得に応じて返済額を変える所得連動返済型奨学金も開始されております。

ここから本題に移ります。

2019年の日本学生支援機構の発表によると、同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に1人が利用している計算です。こうした利用者の負担軽減に向け、新たに地方へ定住し就職するなどを条件に、自治体が貸与型奨学金の返済を肩代わりする返済支援制度も、全国で展開をされています。2020年、昨年6月現在ですが、32府県423市町村がこの返済支援制度を導入しています。

地方への移住を促し、地域産業の人手不足の解消を後押しするため国も動き、自治体の負担額の2分の1を特別交付税措置で支援する枠組みをつくりました。この制度も昨年6月には拡充をされ、市町村について拡充された内容は、当初企業や自治体の基金設置が要件でしたが基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から、上限はありますが全額負担に拡大をされました。三重県では、この国の支援制度を活用した三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業という制度があります。

そこで、まず、現在の県と当町にどのような奨学金があるのか、また、三重県におけるこの国の制度を活用した奨学金返還支援事業について詳しく伺います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

大西議員のご質問にお答えをいたします。

奨学金返還支援事業の現制度と今後の若者定住促進と人材の確保ということで、当町と三重県の状況についてお話をさせていただきます。

当町の奨学金の貸与につきましては、大学等、または高等学校に在学する優秀な学徒で学費の十分でない者に対し、奨学金を貸与し、もって有為な人材に資することを目的としております。平成26年度からは貸与額を、大学生等は年額24万円から最大36万円に、高校生は9万6,000円から12万円に拡充しております。

これまでの奨学金の貸与状況でございますが、令和3年8月末現在で、延べ643人に貸与を行っております。内訳は、大学生等533人、高校生110人となっております。

さらに、県においては、県内に定住することにより償還が一部免除される奨学金制度があります。その奨学金制度につきましては、若者の県内定住を促進するため、平成28年より三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業が始まっております。内容といたしましては、一定の条件の下、三重県に定住すれば大学生等の奨学金返還額の一部を助成するという事業がございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

まず、当町の奨学金利用について、今述べていただきましたが、近年、新型コロナの影響もあり、当町における奨学金利用の推移は増えている状況なのか、また、それに併せて学生さんの町内企業への就職状況はどうか、なかなかこの町内企業への就職状況というのは、統計的にちょっと難しいところもあるか分かりませんが、分かる範囲で伺いたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現在の推移と当町の就業状況については、担当から答弁いたさせます。

瀧本攻議長

世古基樹学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

大西議員の質問にお答えします。

まず、町内の奨学金活用状況なんですけど、ここ数年、平成28年度ぐらいから13人、29年度

12人、30年度6人、31年度5人、令和2年度2人、令和3年度7人というような状況になっております。

その次に、町内企業への就職状況になりますが、大学生や専門学校生などの就職状況の把握は、正確にはできておりません。ただ、尾鷲高校のほうに確認したところ、新卒者としては過去5年間なんですが、平成28年度が紀北町内に1人、三重県内18人、平成29年度は紀北町内1人、三重県内20人、平成30年度、紀北町内1人、三重県内17人、令和元年度が紀北町内2人、三重県内18人、令和2年度が紀北町内3人、三重県内17人という情報をもたらしております。

以上になります。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

大学、高校になるまで本当に地域で親御さんも大切に育ててきたこの未来の人材がなかなか地元に戻って就職ということは、本当にこの数字を見ても厳しい状況だなということを感じます。そこで、県の先ほどの返還支援事業というのは、奨学金についても第一種は無利子の奨学金を借りている学生であるとか、要件もかなり厳しくて県内で40名という人数になっています。また、地域の指定枠というものもあると思うんですが、これも市町村内で15人ということで、大変狭き狭き門の返済支援制度であると思っております。この県の奨学金を利用した当町のこの利用状況というのは、今当町では分かるのでしょうか。ちょっとその点、お聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

世古基樹学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

質問にお答えします。

三重県の若者の県内定着促進するための、この返還支援事業を活用した当町の関係分なんですが、紀北町に就業した生徒が、平成28年度より始まっているんですが、2名いると聞いております。

以上になります。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

28年度から始まっていて、この令和3年を迎えて2名ということで、本当に厳しい狭き門であると思います。この事業に関しては12の企業からも寄附金をいただいているということで、賛同もいただいている事業であります。

ここで、この県の返済支援事業というのは特別交付税措置をされているということで、限度額はあると思うんですが、この特別交付税措置をされる支援事業を町でも奨学金返済制度として創設は可能なかどうか、その点お伺いします。

瀧本攻議長

世古基樹学校教育課長。

世古基樹学校教育課長

大西議員の質問にお答えします。

ただいま言われました事業は、令和2年度から始まっていると思います。奨学金を活用した、若者の地方定着を促進するために開始された事業であって、若者が都会へ流出することによって起きる地域経済の縮小を防ぐ施策として事業は始まりました。この事業については、この償還の免除にかかる費用につきましては、特別交付税の措置が取られると聞いております。

紀北町の奨学金条例及び規則につきましては、紀北町内に就業することによって免除するという条件が記載されていないので、もしこの事業を活用するようになるならば、ちょっと条例、規則等の修正も行っていく必要があると思います。

以上になります。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

町長にお伺いしたいんですが、今までなかなか町独自の返済支援制度というのは踏み切るというのはできなかったと思うんですが、この特別交付税措置で返還制度を創設することができるということで、全国でも多くの自治体が創設をしておりますので、この制度の広報経費といいますか宣伝についても、この特別交付税措置に含まれるということになっています。これは、地方創生の観点から国のほうが施策として行った制度であります。これからやっぱり人材を紀北町に本当に戻し、少子化対策をしていくには大変有利な施策ではないかと思うんですが、町長の答弁をお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる三重県の制度を、まずは、広報してしっかりと知っていただくことが大事かなと思います。それと、そういう中で、我々のこの償還の免除ということに対して検討もいたしました。そのときに、どういう条件をつけるのかなというような話、それから、今議員おっしゃっていただいた財政の面、その二面から検討もさせていただきました。二面ともちょっと難しい部分があるなど、例えば、長男であって家業を継いで帰ってきても、十分な生活の中でそういう免除をしていくのか、都市部で働く人たちが、じゃ、なぜ免除をされないのかとか、いろんなそういうことも検討をしてまいりました。そういう中で、今踏み切れない状況でありますので、こういうご提案もいただきまして、令和2年度からそういう交付税措置もあるということなんで、このことについては貸与型ですとか、こういった制度の乗った制度はない、もう少し勉強させていただいて、乗ることができるような制度をつくれるのであれば、前向きに検討したいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、町長から前向きという答弁もいただきましたので、しっかり研究をしていただきたいと思えます。また、三重県内においても、保育士さん、介護士さんという職業に限定して支援をしている自治体もありますし、様々なやり方がありますので、ぜひ、この交付税措置を利用した奨学金返還支援制度の創設をお願いしたいと思えます。

今、新型コロナの影響で、また、ICTの急速な成長で地方にしながら仕事ができる環境が整ってきています。また、障がいをお持ちの方も遠隔操作で受付等の仕事ができる、そういう世の中になってきております。地方移住、田舎暮らしを考える方が増えている昨今、都会での生活、生まれ育った地域での就職をどうしようかと迷ったときに、紀北町へ戻る背中を押してくれる施策だと思います。近隣市町でも、この返還支援の支援制度がありますが、これは、その市町独自の制度に関して、何年移住すれば支援をしますという支援でありますので、その町独自の奨学金対応の限定ではなく、日本政策金融公庫のそういう支援も、奨学金も含めたそういう支援をぜひお願いをしたいと思います。

少子高齢化の当町では、町の産業、商工業、人々の生活の様々な営みを支えていくのも人

です。人がいなければ、町のにぎわいと笑顔あふれる町もなかなか築くことができません。先ほども言いましたが、大切に育ててきた町の人材確保のためにも、ぜひ早急に検討して、お願いをしたいと思います。大体、ほかのところでは年間20万円とか15万円とかという支援を行っています。20万円でも10人ですと年間200万円、20人でも400万円です。これは人材の投資として、町でも投資をしていいという金額であると思います。交付税措置もされますので、丸々自主財源というわけではありませんので、その点、検討をお願いします。

では、2点目の紀北町子ども条例の制定について、質問をいたします。

近年、子どもたちを取りまく環境は、SNSの普及、児童の減少、核家族化、新型コロナウイルスの影響もあり、大きく変化をしています。三重県は、平成23年4月に三重県子ども条例を制定いたしました。この県の子ども条例が制定された背景について、まずお伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、子ども条例の制定についてお答えをさせていただきます。

三重県では、子ども一人一人が人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりを目指して、平成23年に三重県子ども条例を制定しました。少子高齢化や、地域のつながりの希薄化、生活スタイルの変化が進む現代社会において、子どもが安心して育ち、自らの力を発揮できる場が減少しております。この条例では、保護者の役割、学校関係者等の役割、事業者の役割、三重県、市町の役割を定め、お互いに連携し協働して支援を行い、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととしております。

これに至るまでの経緯といたしましては、子どもの権利の歩みということで、1924年子どもの権利条例が国連で採択されました。その後、世界人権宣言などを経て、1989年子どもの権利条約も国連で採択されて、その後、1994年に日本も批准するという流れの中で策定されたものと考えております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

分かりました。

では、県のこの子ども条例は、当町での教育、地域等でどのように活用され、施策に取り

入れられているのか、その点についてお伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

教育関係のことなので、教育長のほうに答弁をしていただきます。

瀧本攻議長

中井克佳教育長。

中井克佳教育長

子ども条例の活用についてご説明します。

まず教育委員会の考え方なんですが、子ども条例に込められた子ども観、その理念については、次の点で共感しています。

1つ目は、一人一人の子どもがかけがえのない存在であるということ、これは、もう生きる権利を示します。そして、2つ目は、全ての子どもには自ら育つ力と大きな可能性があるという、この育つ権利の部分です。3つ目は、子どもは他者から受容され認められているという、守られる権利です。そして、最後に、自分の意見を表明し、身の回りの課題解決に取り組む、参加する権利。

この4つについて、紀北町では共感しているところであり、子ども条例が示すこの子ども観は、私たちの紀北町教育大綱の中に、その理念を位置づけています。

2つ目の教育活動に参考とした事例、これについて報告します。

平成23年4月1日にこの条例が制定されてから、紀北町では主に3つの取組みを行いました。1つ目は、スマホの利用エチケットとマナーをまとめたスマホサミットです。そして2つ目が、新型コロナウイルス感染症に罹患した仲間が流言飛語でさらに心まで傷つくことがないようにと、全ての小・中学校で取り組んだ感染症差別防止宣言づくりです。そして3つ目が、南海トラフを震源とする地震津波に備えて、自主防災会と連携させていただいて進めている地域防災学習です。これらの活動は、子どもたちの意見表明権、これを大事に展開しており、子どもたちの意見が全てあまねく採用されるように進めております。

もう一方で、この子ども条例は、子どもの権利と参加する権利や意見表明権と同様に、もう一つ大切な権利がございます。それは、生きることであり学び続けるということです。

その活動としては、まず、いじめ、差別について子どもたちが自らの問題と考えて、異なる世代の人たちとともに問題解決していく、守られていくだけではなく守るための、守って

もらえるような力も育てていきたい。

そして、学ぶ権利についてです。全国学力学習状況調査を分析して、誰一人取り残されることなく将来にわたって学び続ける力を育むために、個別学習や端末、パソコンを使った個別最適化された学習と、こういうのを現在進めております。現在、コロナウイルスの影響で休校措置など、子どもたちの学びに影響が出てくるところでありますが、大人同様に子どもたちも社会の一員として、意見表明を行い、よりよい社会をつくる取組みへの社会参加の重要な機会をいただいております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

私が紀北町子ども条例の制定を提案させていただこうと、今回質問に挙げさせていただいたのは、これを、やっぱり県の子ども条例をどう活用していくかということが大事だと思いました。今お聞きしていく中で、地域との関わりということでもお話がありました。この子どもたちを支える取組み、この町内全体に広がるのが私の願いでもあります。

この県の子ども条例について、町内の方がどれほど知ってみえるのかと、ちょっとお聞きすると、多分なかなか、知ってみえるのは教育関係、それに携わる方に特定してしまうのかなと思います。この紀北町での条例制定が難しいかなと今感じているんですけども、その条例を制定というよりも、この県の条例を大いに活用して、地域との関わり、防災、様々なことに取り組んでいるというお話を聞かせていただきましたので、今後も社会の一員として子どもたちが学び、生き、そして笑顔あふれる子どもたちの笑顔が未来永劫ずっと続くように、教育関係者の方、行政の方々、様々な方からのお力をお願いしたいと思います。

最後に、学校の授業においても、この地域の関わりということでシルバー人材の方とか、そういう方との関わりもあると思うんですが、その点について、ちょっと細かいことなんですけれども田植えとか、いろんな催物とかあると思うんですが、その点ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

瀧本攻議長

中井教育長。

中井克佳教育長

地域の方との連携、あるいは支援をいただく場面としてシルバー人材もございますが、少

しなりでも支援を、お金の面で謝礼もしたいということで、県・国の事業を使わせてもらって地域未来本部というのを立ち上げて、そこで依頼をかけております。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げたように田植え、あるいは職業を通して自分自身の生き方、あるいはこの地域に根を張って生きられている方たちとの出会いということを目的に、就業体験学習等も行わせていただいております。多様な、子どもがまだ気づいていないような活動もありますので、まずは組織づくりということが大事になりますので、子ども支援ネットワークというところが今中心となっており、やがてこれは国の施策につなげてコミュニティスクールづくりのほうへ移行していくものと考えております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

最後に、町長にお伺いしたいのですが、本当に大切な子どもたちを育み笑顔あふれる町にするため、今後、こういう子どもたちへの施策について、少子化対策について、どういうお考えを持ってみえるのか、最後にその点をお伺いしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やっぱり高齢者の問題と子育て支援、こういう大変重要な一定の弱い部分に光を当てるのは大変重要だと思っております。今、教育長はいろいろ教育関係の中で子ども条例を活用していますけれども、我々としては、重点プロジェクトの4つ目に子育て・教育のまちプロジェクトというのがございます。その中でもいろいろと挙げておりますし、我々もそういった部分で、行政として金銭的な部分もいろいろと助成させていただいたりしています。

特に、療育なんかの話も出ましたけれども、毎年、介助員だけは減らすなよと、必要な部分はしっかりと予算確保するよというふうなこともお話ししております。だから、子育て、教育はこれからの未来を担うこの紀北町の中心となるプロジェクトだと思っておりますので、議員ご指摘のように、しっかりとその点について力を入れていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今後も、地域を巻き込んだ町内一体となった地域子育てを進めていけるように、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで大西瑞香君の質問を終わります。

なお、近澤チヅル君ほか3名の質問者については、明日15日の本会議の日程といたします。

瀧本攻議長

本日はこれにて散会とします。

(午後 2時 48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 9月 24日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 太田 哲生

紀北町議会議員 近澤チヅル